

開 会 午後1時

●田中啓介委員長 ただいまから、経済観光委員会を開会いたします。

報告事項であります、特にございません。

それでは議事に入ります。

最初に、議案第5号 令和7年度札幌市病院事業会計補正予算（第1号）及び市立札幌病院 中期経営計画2025の2件を一括議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●菊地経営管理部長 私から市立札幌病院 中期経営計画2025（素案）について、ご説明させていただきます。

概要版と計画本書、2種類の資料がありますが、本日は概要版を使って説明させていただきます。

全部で9枚ものの資料となっておりますが、まず資料の1ページ目をご覧ください。

まず「1 計画の策定にあたって」にあるとおり、計画期間は今年度から令和12年度までといたします。

なお、国の政策の動向や目標、指標の達成状況を適切に反映した計画とするため、中間年に見直しを行うことといたします。

右側には上位計画との関連をお示ししておりますが、令和6年度に北海道や札幌市の医療計画が策定され、これらを踏まえた計画としたところがあります。

次に「2 市立札幌病院を取り巻く環境」について、左の折れ線グラフのとおり、札幌医療圏の高齢化率の上昇が顕著となっております。高齢者人口の増加に対応するための医療や介護サービスの需要が急速に高まることが予測されます。

真ん中の棒グラフは、札幌市の将来推計入院患者数を推計しておりますが、高齢者の増加に伴いまして徐々に増加しており、令和22年以降についても2万9,000人程度となり、当面その水準が続く見込みとなっております。

右の図は、市内の病院の配置状況であり、全体で192の病院のうち、市立札幌病院を含め、34病院が中央区に位置しております。

続いて、2ページをご覧ください。

2019年度から2024年度までの前中期経営計画の振り返りについてです。

(1)の総括について、1段落目のとおり、平成26年度以降、経常収支の不足が続いていたことを受けまして、経営改善の取組を院内一丸となって進めたことで、令和元年度には経常収支の黒字化を達成いたしました。

2段落目、3段落目のとおり、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症に対していち早く対応し、重症及び中等症患者の受入れを積極的に行いました。

その反面、新型コロナウイルス感染症以外の診療の制限を余儀なくされたことで、下の表に前計画の主な指標の目標と実績を抜粋しておりますが、多くの指標が達成には至りませんでした。

4段落目のとおり、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行して以降、紹介患者や病床稼働率などの指標は回復してきているところですが、医療の質の向上と財務基盤の強化に向け、より一層の取組を進めていく必要があると考えております。

続いて、3ページ目をご覧ください。

市立札幌病院の現状についてです。

入院については、左と真ん中の表の折れ線グラフが示しているのとおり、1日平均入院患者数と病床稼働率を示しているところです。

病床稼働率は、黒字を達成した令和元年度に81.9%でしたが、令和2年度に大きく落ち込みまして、回復を続けているところではありますが、令和6年度には77.3%と、以前の数値には戻っていない状況であります。

また、外来については、令和元年度に1日平均約1,200人だったところ、令和2年度以降は1,000人程度を維持している状況であります。

次に経営の状況について、右下の棒グラフの左側が経常収益、右側が経常費用となっておりますが、令和元年度は左側の収益のほうが1億円程度多く、黒字となっております。

令和2年度は、新型コロナウイルスの病床確保補助金によりまして、経常収支の黒字額が大幅に増加いたしました。その後、当該補助金の縮減と費用の増加により、令和5年度からは経常赤字となっております。

令和6年度については、収益について前年度から11億円程度伸びているものの、それ以上に費用が伸びており、約21億円の経常赤字となりました。

続いて、4ページをご覧ください。

これまでの状況を踏まえまして、市立札幌病院に求められる対応について、4点を整理したところであります。

1点目は高度急性期医療の強化、2点目は地域医療との連携、3点目は医療従事者の養成・確保、4点目は高品質な医療の提供でございます。

後ほど、6ページ、7ページで詳しい取組を説明させていただきます。

続いて、5ページをご覧ください。

市立札幌病院の使命・役割・基本理念を整理いたしました。

使命と役割につきましては、市立札幌病院の存在意義や、社会に対してどのように貢献するのか、改めて確認したところ、前の計画で明確化したものをそのまま引き継ぐこととしております。

また、一人一人の職員が常に心がけなければならない行動規範として、全ての患者さんに対して、その人格信条を尊重し、常に優しさを持って診療に専心するという基本理念を定めております。

今回の計画では、四つの役割を果たしていることを総合的に測る指標として、1日平均入院患者数、病床稼働率を成果指標といたしました。

令和6年度の決算では77.3%であった病床稼働

率は、7年度に80.6%、12年度には約90%を達成することを目標としております。

続いて、6ページをご覧ください。

役割ごとに取組事項を整理いたしました。

役割1「高度急性期病院として地域の医療機関を支える」では、救急などの重症・中等症受入体制の強化、手術実施体制の強化、診療科間の連携による高度な医療提供を行ってまいります。

右側の表では、数値目標として、救急車等搬送件数と手術実施件数を設定しています。

次に、役割2「地域医療支援病院として地域の医療機関を支える」では、地域連携体制の強化、検査体制の充実、新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組を行ってまいります。

数値目標については、紹介患者数と、CT、MRI、RI検査件数を設定しております。

続いて、7ページをご覧ください。

役割3「北海道・札幌市の将来の医療を担う人材を育成する」では、専門性の高い医療人材の育成、医療従事者の働き方改革への対応・健康確保に向けた取組、先進医療の推進を行ってまいります。

数値目標については、研修医の人数と、特定行為研修の修了者の人数を設定したところでありませ

役割4「良質で安心できる医療・サービスを安定的に提供する」では、医療の質の向上・患者サービスの充実、建物設備・医療機器等の適切な保守・点検、設備投資の最適化、業務効率化と収入の確保に取り組んでまいります。

この中で、(2)の2点目に、機能強化に向けた再整備の検討という項目を盛り込んでおります。

昨年12月に、機能強化に向けた意見書をまとめていただいたところではありますが、機能強化の方向性や再整備手法の検討を深めるとともに、今後の診療報酬改定の動向や経営改善の進捗状況、物価高騰の影響などを踏まえて、実施時期を判断

してまいります。

また、(3)の2点目の医療資源の最適化につきましては、適切な病床機能や病床数について、絶えず検討してまいりたいと考えております。

あわせて、適正な収入の確保という項目では、駐車場料金や文書料、差額室料など、現在の料金に設定して以降、長らく据置きの料金としていたことから、他院との比較や物価上昇を加味して、適切な料金へ見直したいと考えております。

数値目標については、患者満足度調査の入院・外来と、経常収支比率、修正医療収支比率を設定しております。

経常収支比率が100%を超えると黒字となりますが、計画期間内に黒字化する目標設定をしております。

続いて、8ページをご覧ください。

これまで説明してきた数値目標について、各年度の数値を一覧にしたものとなっております。

説明は省略させていただきます。

最後に、9ページをご覧ください。

計画の取組と数値目標を着実に達成した際、収支見通しがどのようになるのかを整理いたしました。

まず、前提としては、令和7年度は決算見込み、8年度以降は見通しとなっております。

2段目に記載しておりますが、診療報酬の改定と物価変動について、原則として令和8年度以降の分をまだ反映しておりません。令和8年の診療報酬の改定率等の情報は、例年であれば12月下旬に示されることと、国や当院の予算編成の状況を踏まえまして、令和8年1月に反映させる予定でございます。

ただし、令和7年度の人事委員会勧告に基づく給与費の増額分は、診療報酬改定において対応されると考えられることから、収益についても同額分を増額しております。

左側の棒グラフでは収支の見込みを示しておりますが、令和6年度には21億円の赤字だったとこ

ろ、7年度は収益が増えておりますが、費用も増えており、まだ約19億円の赤字となる見込みです。

令和8年度以降は、本計画の取組を推進していくことで赤字幅を縮小し、令和11年度の黒字化達成を目指してまいります。

また、年度末の資金残について、右側中段に記載しております。既に今年度、資金不足が一時的に発生しているところではありますが、一時借入れで対応しております。しかし、今後、長期の借入れを行う必要があると考えまして、資金不足の額に対応した30億円の借入れを一般会計から行いたいと考えております。

右下の棒グラフでは、この借入金30億円を含めて、令和7年度末に1億5,800万円の資金残となっております。

返済については、15年償還で元金返済を3年据置きとして、その後12年間で、各年度2億5,000万円の返済を計画しております。

各年度の収支で、令和10年度までは経常赤字であることから、資金がマイナスとなる期間があり、不足する分については一時借入れで対応し、令和12年度には資金残がプラス3億円程度となると見込んでおります。

前提のところでも申し上げたとおり、診療報酬改定や物価変動、今年度の執行状況などを踏まえまして、収支や資金の数値については、最終版の際に更新することを予定しております。

それにあわせて関係する成果指標、目標数値も修正する予定でございますのでご注意ください。

本日以降のスケジュールにつきましては、本日説明させていただいた素案の内容で、12月中にパブリックコメントを開始し、市民から意見をいただき、年度末までに確定版の計画としたいと考えております。

●田中啓介委員長 それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

●定森 光委員 私からは、市立札幌病院の中期計画2025（素案）について、何点か伺います。

最初に、前期経営計画に対する認識を伺います。

前期の計画では、病床稼働率や手術件数など、多くの主要な指標で目標を達成することができませんでした。次期の計画の実効性を高めていくには、なぜ未達となったのか、その課題を整理することが不可欠だと考えます。

前期計画の期間中は、コロナ感染症の拡大があったり、物価高騰、人件費の上昇など、計画では想定外の外部環境の変化が相次いだことは承知しております。

一方で、前期の計画自体は、救急搬送の受入れ拡大、紹介率の向上、手術件数の増加といった、診療体制の強化に加えて、委託事業の見直しや材料費の適正化、業務プロセス改善など、内部努力による経営改善を進める計画でもございました。

こうした内部の取組がどの程度実行され、外部環境の影響との関係でどのような課題が残ったのか、その整理も重要だと考えます。

そこで質問ですが、前期中期経営計画が未達となった主な要因について、どのように認識しているのか伺います。

●菊地経営管理部長 前計画期間におきましても、救急搬送の受入れ拡大、紹介患者や手術件数の増加のほか、経費の適正化に取り組んでまいりました。

これによりまして、令和元年度は多くの数値目標が達成、または達成に近い結果となり、経常収支の黒字化も達成したところでございます。

しかし、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症に対応するため、一般の診療を制限したことから、患者数が大きく減少しております。

また、物価高騰や人件費の上昇によりまして、材料費や人件費等の経費が増加しておりますが、診療報酬の改定率が低く、収益の増加が追いついていない状況となっております。

これら、新型コロナウイルス感染症への対応と、物価上昇に応じた診療報酬改定が行われていなかったことが、目標を達成できなかった主な要因と考えているところです。

現在、市立札幌病院では経営改善に向けて、院内一丸となって取り組んでいるところであります。幾つかの指標では、令和元年度の数値のレベルにまで回復しているところでございますが、引き続き、経営改善の取組を進めてまいりたいと考えております。

●定森 光委員 今、ご答弁いただきました経営改善を様々して、令和元年には多くの指標で達成はできていたと。黒字にもなったと。しかしながら、いろんな外部の要因で厳しい状況だったと。その主な要因として挙げられたのがコロナの感染症の対応と、物価高騰に追いつかない診療報酬であるということだと思います。

これは、外部環境が厳しい局面では、病院の努力だけでは経営改善には限界があるということだと理解をいたします。

新たな中期経営計画の期間は、コロナ感染症の影響というのは一定程度落ち着いていくと思うんですけども、物価高騰や人件費の上昇は引き続き続くものと思われま。診療報酬の改定もなされていくわけですけども、これらの上昇分を十分に診療報酬がカバーするとも限らないのかなと思います。

そのため、新たな計画では、この厳しい外部環境というものを前提に置く必要があるというふうに考えます。

そこで次の質問は、市の財政措置との関わりについて伺います。

2023年の予算特別委員会では、病床確保補助金の継続の見通しや患者数の回復の予測が不透明であるということから、前回借り入れたときの残りの25億円の返済、これを急ぐことに対して、我が会派からは懸念を示しました。アフターコロナの移行期において、経営の柔軟性を損なうおそれが

あるということで、その懸念を示したわけです。

今回、一般会計から30億円の長期借入金が新たに必要となったということを踏まえると、借入金の返済については前回の経緯を生かしつつ、慎重に対応すべきだと考えます。

また、次期計画の実効性を高めていくには、この借入金の返済計画や、一般会計からの繰入れといった財政措置の扱いについても、物価高騰や患者離れ、診療報酬の伸び悩みなど、外部環境の変化を踏まえた中長期的な視点が不可欠だと考えます。

外部環境の厳しさが今後も続くことが見込まれる中で、財政措置が経営に与える影響はこれまで以上に大きいと認識しています。

そこで質問ですが、中期経営計画の運営に当たり、借入金の返済計画や繰入れなどについて、今後どのように考えていくのかを伺います。

●菊地経営管理部長 長期借入金の返済や繰入金についてでございますが、次期中期経営計画案に掲げる取組を着実に推進することによりまして、経営健全化を図ることが可能であると見込んでおります。公営企業である以上は、独立採算による対応が基本であると認識しているところでございます。

一方で、定森委員ご指摘のとおり、外部環境の大幅な変化などによりまして、当院の経営努力のみでは対応が難しい事態が生じたときには、関係部局と適宜協議しながら、経営健全化策を講じてまいりたいと考えております。

●定森 光委員 外部環境の大幅な変化があつて、経営努力だけでは対応が難しい事態があつたときは関係部局と協議して、経営健全化を講じていくということでした。

全国的に大半の病院が赤字を余儀なくされている現状を踏まえますと、既に継続的な厳しい外部環境にあると思います。

経営が過度に悪化した段階で都度対応するのではなくて、返済の進め方や一般会計の繰入れの在

り方について、中長期の見通しを平時から関係部局と共有し、協議していくことを要望します。

次に、経営面に関わる専門人材の確保について伺います。

診療報酬の改定、物価高騰、救急医療の逼迫など、病院取り巻く外部環境は、今、絶えず変化していくことが見込まれます。

こうした変化に適切に対応し、次期中期計画を実効性のあるものに進めていくためには、内部の体制として、的確な経営判断を行える専門性が欠かせないです。

特に診療報酬については、物価高騰等を反映した引上げに加えて、医療や社会のニーズに合わせた政策的な誘導によって見直しということも行われます。

こうした改定の方向性を見極め、経営に反映できるような体制が必要だと考えています。

今年度に関しては、外部のコンサルの支援を受けて改善を進めてきていますが、来年度以降は内部の体制のみとなります。

その際、現行の体制、市からの出向職員が中心であったり、異動周期が短いということもあつて、財務分析とか中長期の経営戦略といった専門性を蓄積する上では限界があると感じています。

また、現場の看護師さんをはじめとした職員との信頼関係も築きながら、継続的に改善を進めていくにはある程度、一定期間同じ職員が関わる体制というのも不可欠だと思います。専門性を持った人材を計画的に確保、育成し、継続して配置していく仕組みづくりが必要と考えます。

そこで質問ですが、次期中期計画を確実に実行するために、病院財務や経営戦略などの専門人材をどのように確保、育成し、継続して配置していくのか、その考えを伺います。

●菊地経営管理部長 病院経営をより円滑に進めていくためには、病院固有の専門的知識及び経験を有する職員が必要と認識しております。

このため、平成24年度から、病院局の独自採用

職である医療情報職を段階的に採用し、現在10名が在籍しているところであります。

これらの職員は、医事部門におきまして、専門性の高い診療情報の点検管理、統計情報の分析等の業務に当たっているところであります。

また、近年では総務や経理部門にも配置し、病院全体の円滑な業務の遂行に貢献しておりまして、令和6年度からは、キャリアの形成のため、市長部局との人事交流も行っているところでございます。さらに、今年度においても医療情報職の採用試験を実施しているところでございます。

今後も引き続き、将来的に当院の経営を担う人材である医療情報職において、医事に関することはもちろんのこと、財務や病院経営に関することなど、多様な業務を経験させることにより、計画的に育成してまいりたいと考えております。

●定森 光委員 今、独自採用である医療情報職が10名在籍して、新規の採用も進めているということでした。こうした専門職を着実に増やして、体制の強化を進めていただきたいと思っております。

また、今ご答弁で、財務や経営に関する業務も経験させていくということであったり、あと市長部局との人事交流も昨年度から始めているということでした。現状では、まだ交流先は限られているのだと思っておりますけれども、今後、財政部局など多様な分野にも広げて、多面的な視点を持つ人材育成にもつなげていただきたいというふうに思います。

専門職の人数の確保に加えて、将来の病院経営を担う人材として、計画的に育成していく取組を進めていただくことを要望し、次の質問に移ります。

最後に、成果目標と数値目標について伺います。

次期経営計画では、従来の基本目標ごとの数値目標に加えて、新たに稼働率が成果指標として位置づけられています。

これは稼働率を、市立札幌病院が果たす四つの役割を総合的に示す指標として捉えたものと伺っています。

一方で、稼働率は重要な経営指標であるからこそ、その向上を過度に重視すると、医療の質や患者サービスへの影響、現場職員の負担増、さらには公立病院としての役割の発揮に影響が生じかねない点を懸念しています。

また、職員の満足度調査や患者満足度調査、これも継続して実施すると、今回の計画にも明記されていますが、こうした質に関する様々なデータ、結果、これも適正に反映しながら、稼働率と医療の質、職員負担とのバランスをどのように確保していくのか、重要になっていくと考えています。

加えて、稼働率に限らず、数値目標全般においても、高すぎる目標は職員に対する過度な負担に加え、モチベーションの低下などの悪影響もあり得ますので、精査していく必要があると考えます。

そこで質問ですが、次期中期経営計画において、稼働率を成果指標として位置づけた理由は何か、また医療の質や職員負担にも配慮しながら、成果目標や数値目標をどのように活用していく考えなのか伺います。

●菊地経営管理部長 市立札幌病院の四つの役割としまして、高度急性期医療を行い、地域の医療機関を支え、医療人材を育成し、良質で安心できる医療を提供するという役割を果たすことは、結果として入院患者を増やすことにつながるのではないかと考えているところでございます。

また、病床稼働率は官民間問わず、全国多くの病院の経営指標として最も重視されている指標の一つであります。

このため、1日平均入院患者数や病床稼働率が総合的な指標としてふさわしいと判断したところであります。

成果指標や数値目標については、進捗状況の把

握ですとか、課題の特定や改善など、目標管理の指標として活用していきたいと考えております。

その際には、定森委員ご指摘のとおり、医療の質や患者サービスの質などを最優先に考えることはもちろんのこと、職員の過度な負担につながらないように、留意してまいりたいと考えております。

●定森 光委員 今、良質で安心できる医療を提供することで患者が増えていくということで、稼働率を成果目標としているということでした。

経営改善に伴う取組が、現場の負担増やサービスの質の低下につながっていないか、適切に把握できるように、必要に応じて、今、様々調査を患者や職員に対してもしていると思うんですけども、その内容とか活用方法が適正かどうかを改めて確認していただきたいと思います。

また、診療報酬の改定などを踏まえて、年明けに収支見通しと関連して数値目標も見直していくという説明が、先ほど冒頭でございました。その際には、関連する数値目標も併せてしっかり検証していただいて、最優先の医療の質、患者サービスの質、職員の過度な負担につながる目標になっていないか、精査していただきたい。このことを要望いたします。

物価高騰、賃金の上昇、診療報酬の不十分な改定など、厳しい外部環境が続く中でも、市立札幌病院がしっかりその使命を発揮できるような、持続可能な経営基盤を確立していくことを最後に求めて、私の質問を終えます。

●竹内孝代委員 私からも、市立札幌病院中期経営計画2025（素案）及び補正予算案に関連して、質問をさせていただきます。

市立札幌病院は公立病院として、救急医療、周産期医療、精神医療、感染症医療等の政策的な医療を提供しており、地域の医療機関を支える使命と役割を果たしていくことが重要だと考えております。

しかし、令和6年度の経常収支は21億円の赤字となっており、引き続き、市立札幌病院の使命と役割を果たしていけるのか、不安を感じております。

経営状況が厳しい主な要因といたしましては、物価高騰や人件費単価の上昇に伴う費用の増加、これに対して診療報酬改定が追いついていないということは承知しておりますし、先ほどの質疑でも答弁があったところだと思います。

来年の診療報酬改定に向けて、骨太の方針2025では、経済物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算すると示されており、加算については期待するものの、病院自らの経営改善に向けた努力も必要であります。

現在も、経営コンサルの助言を受けながら経営改善を進めることで、一定の成果が上がっているというふうに聞いておりますし、今、定森委員の質疑等でも引き続きの体制のお話もありました。

質の高い医療を提供していくためには、中期経営計画に、この経営改善に向けた実効性ある取組を盛り込んで、来年度以降も着実に実行していただきたい、そうしたことが重要だと考えます。

そこでまず初めの質問ですが、経営改善に向けてどのような取組を行っていくのか、具体的に伺います。

●菊地経営管理部長 病院事業会計の収益の大部分は医業収益が占めておりまして、その中でも入院収益は約7割となっていることから、入院患者数や手術件数などを増やす取組が経営改善に最も効果的だと考えております。

そのため、救急の受入れ体制の強化による救急患者の増加ですとか、地域医療機関への訪問活動等により、紹介患者の増加に取り組むとともに、効率的な病床調整を行うこととしたものでございます。

また、手術室をより効率的に運用することなどにより、手術の件数も増やしてまいりたいと考えております。

そのほか、駐車場料金や文書料、差額室料などの料金の見直しを行うほか、委託料や材料費などの費用についても、増加の抑制に努めたいと考えております。

●竹内孝代委員 経営改善に向けた具体的な取組について答弁をいただきました。

市立札幌病院は、地域医療体制の確保において欠かすことのできない、重要な役割を担っております。そのため、持続可能な経営に向けて、着実に取組を進めていただきたいと思いますのですが、現在、病院の運転資金は不足しているといった状況であります。

そこで、一般会計からの長期借入金についてお聞きしたいと思います。

病院事業会計の資金状況は、6年度末に13億円の不足額が発生、令和7年度末にかけて、さらに拡大するといったことが見込まれております。そのため、一般会計から30億円を借入れするということが今回の補正予算案に計上されました。

この30億円については、今後の経営改善に過度の負担とならないように償還していくべきと考えております。

そこで質問ですが、償還期間、利率等を踏まえ、借入条件というのはどのような考え方で整理したのか、考えを伺います。

●菊地経営管理部長 借入条件につきましては、償還期間を令和8年度から22年度までの15年間としまして、地方公共団体金融機構の貸付条件を参考にして、令和8年度から当初3年間の償還を据え置いた後、元金均等方式で償還することといたしました。

その上で利率につきましては、市立札幌病院の経営状況が厳しいことから、企業債を発行するよりも低い利率である、会計間の一時運用利率を適用することとしたものであります。

●竹内孝代委員 市立札幌病院を支援していくために、低利率ということについては理解をいたしました。

今後は、この病院事業を安定的に継続しながら、いかにして償還していけるのかということが重要となります。

将来の診療報酬改定の方向性がなかなか見通せない。そうした中で、例えば、今後想定をはるかに超える物価高騰が起こるなど、経営環境の悪化によって、借入金の償還が困難となるケースについても、事前に想定しておく必要があると考えております。

そこで質問ですが、こうした事態によって、借入金の償還が困難となった場合、どのように対応していく方針であるか伺います。

●菊地経営管理部長 一般会計からの借入金につきましては、経営改善の努力などにより、病院自らが得られる診療収益などをもって償還していきたいと考えております。

しかしながら、当院の経営努力のみでは対応困難な不測の事態が生じた際には、適宜関係部局と協議しながら、経営健全化策を講じることで、償還を進めてまいりたいと考えております。

●竹内孝代委員 事前に想定しておくといったことが大事かと思い、質問をさせていただきました。

このたびの中期経営計画2025（素案）に示されたとおり、医療の質のさらなる向上、そして将来に向けた経営の改善を両立させて、市立札幌病院の果たすべき使命が全うされていくことを求めまして、質問を終わります。

●吉岡弘子委員 私は、市立札幌病院中期計画2025（素案）の第8項目にあります、収支見通しについて質問します。

中期計画案概要版の市立札幌病院の現状には、診療報酬は年々増加していますが、当該補助金の縮減により経常収益は年々減少し、2022年度以降は物価高騰や労務単価の上昇により、経常費用が大幅に増加したこともあり、2023年度からは経常赤字となっていますとありますが、物価高騰に見

合った診療報酬になっていないことや、消費税の負担も大きいのではないかと思います。

そこでお聞きしますが、昨年度の仕入れ税額控除ができなかった消費税額をお聞きします。

●菊地経営管理部長 令和6年度決算におきまして、病院事業会計から支出した消費税額は約12億4,000万円となっております。このうち、消費税の仕入れ税額控除の対象額となった金額は約12億2,000万円でございます。

●吉岡弘子委員 病院では、社会保険診療に係る消費税は非課税とされ、患者さんから消費税はもらえませんが、当然、診療を行うために仕入れる医薬品や設備などに対しては、消費税を支払うこととなります。

2024年度、1年間だけで12億2,000万円ですから、6年間の中期計画期間で見ると、単純計算で73億2,000万円にもなります。この数字は、今回の借入金の2倍以上となるわけです。物価高騰や消費税負担が借入れへの依存度を高めることになれば、大きな課題と言えます。

次に、30億円の借入れの利率についてお聞きします。

貸付金額は30億円、利率は0.556%、元金均等償還で据置き3年を含めて、2026年度から2040年度までの15年間で返済するものです。

そこでお聞きしますが、どのような経緯で会計間一時運用利率に決まったのか、また、利率は固定されるのかお聞きします。

●菊地経営管理部長 令和7年度末の資金不足への対応としまして、当初は公立病院の経営改善のために創設された、経営改善推進事業債の活用について検討していました。その後、財政局と協議する中で、一般会計からの借入金であれば、より低い利率の設定が可能であることから、一般会計から長期で借入れをして、資金不足に対応することとしたものであります。この利率については、会計間の一時運用利率によることとし、基本的には固定利率とすることとしております。

これは、市立札幌病院の経営が厳しい状況にあるため、札幌市として積極的に支援する観点からでありまして、当院の支払利息が低減されることから、経営健全化の後押しになるものと考えております。

●吉岡弘子委員 会計間一時運用利率は、公営企業債に比べたら3分の1ほどとはいえ、利息額見込みは1億6,200万円にもなります。

そこで質問ですが、利率について、もっと低く抑える、あるいは免除されるよう交渉はされなかったのか伺います。

●菊地経営管理部長 利率につきましては財政局と協議した結果でございまして、結果として会計間一時運用利率とすることとしまして、今、吉岡委員がおっしゃったとおり、経営改善推進事業債と比べると3分の1程度の利率となった見通しです。

病院経営に対する十分な支援にはなっているのではないかと考えるところであります。

●吉岡弘子委員 概要版6ページの役割1、高度急性期病院として地域の医療機関を支えるという項目には、その方向性の一番先に、市立札幌病院が高度急性期機能を高め、政策的医療も含めた多様な医療を担う必要があることが強調されています。

未曾有のコロナ感染症拡大の下では感染症指定医療機関として、重症患者や中等症患者の受入れを献身的に行い、チーム市立札幌病院として、まさに職員一丸となって対応されてきました。

総合周産期母子医療センターや精神科救急、身体合併症などの医療や3次救急とともに、不採算医療を担っています。

市立病院の中期経営計画2025（案）本書には、一般会計負担の考え方として、不採算経費については政策的医療を安定的に提供するために、適正な繰入れの確保に努めますとあることから、会計間一時運用による借入れではなく、一般財政からの繰入れをすべきと申し上げて、質問を終わります。

す。

●田中啓介委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●田中啓介委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●田中啓介委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第5号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●田中啓介委員長 異議なしと認め、議案第5号は可決すべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1 時 41 分

再 開 午後 1 時 42 分

●田中啓介委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、議案第20号 札幌市体育施設条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●田中啓介委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●田中啓介委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第20号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●田中啓介委員長 異議なしと認め、議案第20号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、(仮称)札幌市障がい者スポーツセンター基本構想(案)についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●奥村スポーツ局長 (仮称)札幌市障がい者スポーツセンター基本構想(案)について、ご説明をさせていただきます。

札幌市では、平成29年に国の第2期スポーツ基本計画において、社会全体で積極的に障がい者スポーツの環境を整備することが明記されたことや、東京2020パラリンピック競技大会における障がい者スポーツの機運の高まりを受け、令和3年度以降、センター整備に係る調査検討を進めてまいりました。

この間の国の動きとしては、令和5年にスポーツ庁のワーキンググループにおいて、地域全体で障がい者スポーツ振興を行う包括的な地域拠点としてセンターを位置づけ、その役割や機能が整理されたところです。

基本構想はこうした国の動向や、障がい当事者へのアンケートをはじめとする各種調査、検討から把握した札幌市の現状や課題に基づき、障がい者スポーツを推進する拠点の必要性や将来像、施設の基本要件等を整理したものとなります。

内容の詳細につきましては、お手元に配付した資料に基づき、スポーツ部長のほうから説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

●金谷スポーツ部長 私から(仮称)札幌市障がい者スポーツセンター基本構想(案)について説明をさせていただきます。

本日は資料1といたしまして、(仮称)札幌市障がい者スポーツセンター基本構想(案)の概要という資料、そして資料2といたしまして、構想案の本書を配付しておりますが、時間も限られて

ございますので、資料1の構想案の概要を用いて説明をさせていただきます。

概要のほうの資料の1ページ目でございます。

第1章「構想の策定にあたって」をご覧ください。

(仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの担うべき役割といたしましては、障がいの有無にかかわらず、いつでも、誰もが、気軽に、安心して、スポーツを楽しむことができる環境の実現のための拠点を目指すものとしております。

また、単なるスポーツ施設ではなく、関係機関と連携をし、相談機能、人材育成、情報拠点の役割も担うものいたしました。

この構想は、札幌市の障がい者スポーツ等の現状や課題を明確にし、障がい者スポーツ環境の将来像や障がい者スポーツセンターの基本理念等を整理することを目的としております。

続きまして、第2章「障がい者スポーツ・障がい者スポーツセンターに関する現状と課題の整理」でございます。

まず、国の動向でございますが、地域における障がい者スポーツ振興の目指すものを、障がいの有無にかかわらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを気軽に楽しめる環境といたしまして、地域の障がい者スポーツ振興の拠点、障がい者スポーツセンターを広域レベルで一つ以上整備することが提言されたところでございます。

次に、札幌市の障がい者スポーツの現状でございます。

市内の障がいのある方へ実施をいたしましたアンケートの結果を表にまとめておりまして、赤枠で囲った部分でございますが、障がいのある方は市民全体に比べ、スポーツを行わなかった割合が高いこと、スポーツをもっと行いたい方が約6割いらっしゃる事が分かるかと思えます。

2ページ目にお進みいただき、アンケート結果の赤枠で囲った部分をご覧ください。

障がいのある方がスポーツをできなかった理由

として、健康・体力に不安があることに加え、何ができるのか分からない、機会・きっかけがないといった割合が高いことが見てとれます。

また、その下のグラフ、運動やスポーツを行っている場所について、障がいのある方は、自宅、自宅周辺の割合のみが高く、スポーツを行う場所が限られていることが分かるかと思えます。

その下の囲みにアンケート結果をまとめております。

さらにその下、関係団体からのヒアリング結果の概要でございまして、障がい者スポーツの課題としては、必要な機能、配慮が十分な施設の不足、人材の不足、情報の入手方法が不明などのご意見をいただいております。

続いて、3ページにお進みいただき、第3章「障がい者スポーツセンターの将来像」でございます。

まず、アンケートやヒアリングで得られた課題を解決するための視点を5項目に整理いたしました。

まず、「施設・設備等」では、気軽にスポーツができる施設の整備や、用具の提供などが必要としております。

二つ目の「指導・相談」では、専門人材が常駐して、スポーツのやり方の指導を受ける場や、関係団体の課題の相談をできる場が必要としております。

三つ目、「人材育成」では、障がい者スポーツを支える人材を増やすために、学ぶことのできる拠点が必要としております。

四つ目、「情報発信」では、スポーツを始める・続ける機会を増やすための情報発信や、障がいのない方に対する情報発信が必要としております。

最後、「ネットワーク」では、障がい者スポーツに関わる人、団体のネットワーク構築に向けて、中心的役割を担う拠点が必要としております。

そして、これらの必要性に対応するためには、障がい者スポーツを推進する拠点といたしまして、障がい者スポーツセンターを整備することが必要という結論を導き出してございます。

ページの下半分につきましては、障がい者スポーツセンターを拠点に、地域全体で障がい者スポーツがしやすい環境を構築し、共生社会の実現を目指していくための、札幌市の障がい者スポーツの将来像をイメージ図として記載しております。

次に、4ページにお進みいただき、第4章「(仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの基本理念・基本方針」でございます。

基本理念は、障がい者スポーツを「する」「支える」「広める」拠点となり、誰もが・いつでも・安心して・誰とでもスポーツを楽しむことができる共生都市さっぽろを実現するとしております。

これを踏まえて、3点の基本方針を定めております。

次に、第5章「(仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの基本的な要件」を、ハード、ソフトの両面で記載しております。

ハード面のうち、施設機能と規模につきましては、他都市の施設等を参考にしながら、今後詳細を検討することとしております。

ちなみに、他都市の施設でおおむね整備されている機能といたしましては、体育館、プール、トレーニング室などとなっております。

加えて、積雪寒冷の札幌市では、ランニングコースのニーズが高いと想定しております。

また、施設の立地につきましては、関係者からのご意見を踏まえ、公共交通機関からのアクセスの円滑化を重要な視点と位置づけております。

次に、ソフト面でございますが、これまでの調査結果を踏まえて、第3章の5項目の視点に対応した基本要件を記載しております。

最後、5ページにお進みいただき、第6章

「(仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの整備手法等」でございます。

整備手法といたしましては、施設の新設、既存施設の建て替え、または既存施設の活用といった手法と、可能性を広く取っております。

このうち、新設または建て替えの場合には、公共施設マネジメントの観点から、類似・関連する機能を持つ施設の複合化等を検討することとし、そうした施設といたしまして、札幌市身体障害者福祉センター・視聴覚障がい者情報センターを例示しております。

なお、施設の利用区分につきましては、スポーツを通じた交流機会を創出する観点から、障がいのある方の専用ではなく、優先利用を想定しております。

その下、第7章「構想策定後の整備の推進について」でございます。

まず、ハード面につきましては、整備候補地の決定や複合化といった課題解決には、一定の期間を要するであろうと考えております。

一方で、ソフト面の取組は、施設整備を待たずに進めていく必要があることから、既存の市有施設に障がい者スポーツの暫定的な活動拠点を設置し、実行可能な施策に取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、施設の基本要件としてニーズが高い体育館・プールを併設する施設のうち、施設の跡活用が検討されており、施設全体を障がいのある方の優先施設として利用が可能な札幌国際交流館を暫定拠点に選定したいと考えております。

この暫定拠点で、ソフト施策に取り組みながら、検討課題に対応してまいりたいと考えております。

構想案の説明は以上でございます。

この後の流れとなりますが、本日、構想案についてご審議をいただいた後、パブリックコメントを行う予定でございます。

その後、パブリックコメントでの意見を取りま

とめ、意見に対する市としての考えを整理、公表いたしました。今年度末をめどに構想を策定したいと考えております。

●田中啓介委員長　それでは質疑を行います。
質疑はございませんか。

●小竹ともこ委員　私から、今ほど説明をいただきました基本構想案について、2点質問をいたします。

まず、障がい者スポーツ振興のための環境整備につきましては、我が会派におきましても長年主張してきたところでありまして、さきの代表質問におきましても、障がい者スポーツセンターについて取り上げました。

そして、その代表質問において、白石区にある札幌国際交流館を令和10年度から転用し、障がい者スポーツの暫定拠点とするとの答弁をいただきました。

札幌国際交流館は、各区体育館などと比べて、競技室やプールが小規模である一方、令和4年度にバリアフリー改修が行われているなど利点もあり、障がい者スポーツの環境整備に向けた一歩だと受け止めております。

しかしながら、暫定拠点が実際に障がいのある方々に利用されるかどうかを左右する大きな要素が立地とアクセスであることは、今回の基本構想案第5章「札幌市障がい者スポーツセンターの基本的な要件」の施設の立地の項でも明記をされているところであります。

札幌国際交流館については、最寄りの地下鉄南郷18丁目駅から徒歩10分とされていますけれども、施設までは上り坂となっておりまして、特に冬季は路面状況も含め、実際には移動が相当の負担になるのではないかと懸念しております。

そこで伺います。札幌国際交流館を、障がい者スポーツの暫定拠点として活用する上で、交通アクセスについてどう認識しているのか。また、何らかの対策を講じる考えはあるのかを伺います。

●金谷スポーツ部長　暫定拠点の交通アクセスについてお答えをいたします。

札幌国際交流館を暫定拠点に位置づける理由といたしましては、現在の施設用途を廃止した上で活用を図ることから、施設全体を障がいのある方の優先施設として利用が可能なことに加え、駐車場が比較的広く、自家用車で通いやすいことも評価したところであります。

一方で、公共交通機関を利用する方の利便性については、関係団体からのヒアリングにおいても、駅からの時間や距離だけではなく、障がいがあっても不自由なく施設に足を運べるための対応を望む意見があったことから、今回の暫定拠点へのアクセスについても、何らかの検討が必要なものとして認識しております。

そこで、障がい者関係団体、障がい者スポーツ団体、医療、教育分野等の学識経験者の方々をメンバーとして立ち上げをいたしました、障がい者スポーツセンターに関する外部有識者検討会議で意見を伺うなどして、どのように移動のバリアフリーを向上できるのか、検討してまいりたいと考えております。

●小竹ともこ委員　私、先日、国際交流館のほうに行ってみました。ちょうど足首まで雪で埋まるような積雪がありまして、道路も路面もアイスバーン状況であったため、非常に困難かなと思いました。

車椅子を利用されている方は、ほとんどが自家用車を利用されているというようなことも聞いておりますけれども、その障がいの特性や区分によっては、困り感も様々であると思います。

令和10年に指定管理者が選定されると思いますけれども、その仕様書に、例えば送迎のことも含むのかどうかとか、そういったことも含めて、検討をぜひしていただきたいと思っております。

2点目の質問ですけれども、今回の基本構想案においても、体育館、プール、トレーニング室等が基本要件として掲げられています。

こうした要件の必要性は理解をするところではありますが、一方で、本市のスポーツ施策全体を見渡しますと、障がいのある方がウィンタースポーツに触れる機会を広げていくことも、札幌市として極めて重要だと考えます。

ウィンタースポーツシティとしての歴史と環境を有している札幌市であるからこそ、障がいのある方にも、体育館やプールの種目にとどまらず、ウィンタースポーツにも親しんでいただけるよう、支援していくべきと考えます。

そこで質問をいたします。障がいのある方がウィンタースポーツに取り組む環境づくりについて、どのように考えているのかを伺います。

●**金谷スポーツ部長** ウインタースポーツに取り組む環境についてお答えをいたします。

ウィンタースポーツを札幌特有のスポーツ文化として普及、振興に取り組んでおります札幌市といたしましては、障がいのある方もウィンタースポーツに取り組めるような環境づくりは重要と認識しております。

このため、これまでも毎年、月寒体育館を中心に、冬季パラスポーツ体験会を開催してきたほか、シットスキーやバイスキーの指導者養成講習会や体験会などにも取り組んできたところでございます。

また、このたびの基本構想案においても、障がい者スポーツセンターと他の公共施設等とが連携することで、ウィンタースポーツにも取り組むことができる環境を目指す将来像を盛り込んだところでございまして、暫定的な活動拠点を設置した後も、スケート場やスキー場などの施設との連携を図り、ウィンタースポーツに一層取り組みやすい環境を築いてまいります。

●**小竹ともこ委員** 国際交流館の副館長の方にお話を伺いました。職員の方が積極的にパラスポーツ指導者の資格を得るために講習を受けていらっしゃるということを伺いました。

札幌はウィンタースポーツの街であり、障がいのある方が冬の競技に挑戦できる環境を整えていくことは極めて重要と考えます。

実際、パラアイスホッケーで来年のミラノ・コルティナ冬季パラリンピックに日本代表候補となっております森崎天夢選手ですが、札幌市出身でもあって、地域の環境と、そういった支援があったからこそ、そういう世界で戦う選手になり得たんだと私は考えております。

一方、シットスキーやアイススレッジなど、パラ競技用具は大変高額でありまして、自治体だけで十分に整備することは容易ではないと思えます。だからこそ、企業のCSR活動や寄附、協賛など、民間との連携を積極的に広げていくことも不可欠ではないかと考えております。

札幌から次のパラリンピアンを育てる視点も踏まえまして、この施設との連携や、官民一体で支援の輪を広げていただけるよう、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

●**定森 光委員** 私からも、障がい者スポーツセンター基本構想（案）について質問いたします。

基本構想案では、障がい者スポーツの現状や課題、目指すべき将来像が整理され、センター整備までの間にソフト事業を展開する暫定拠点を設ける方針が示されています。

整備されるまでの間の取組をどう進めるかは、この将来像を具体化し、センターの実効性を見極めていく上でも重要であると考えます。

そのため、センターによって、実現を図る将来像の考え方と暫定拠点での取組について、二つの側面から伺います。

最初に、関係機関とのネットワークづくり、特に福祉、医療との連携体制について伺います。

基本構想案では、センターに期待される機能として、障がい者のスポーツに関わる人、団体とのネットワークづくりが挙げられています。

2020年の社会福祉法改正では、地域共生社会の

実現に向け、当事者が社会の様々な活動に参加し、役割を持つことの重要性が明記されました。

本市としても、障がいのある方の生活面や就労面での支援に加えて、当事者の力を地域で生かす機会を広げていくということが求められており、障がいのある方がスポーツを通じて力を発揮する機会を後押ししていく、今回のような取組は重要であると考えます。

一方で、障がいのある方によっては、スポーツを始めたいという思いがあっても、最初の一步には不安が伴うということも考えられ、信頼できる支援者の方の後押しが有効になると思います。特に医療や福祉分野など、日頃から関わっている関係者の役割は大きいと感じています。

スポーツを社会参加の選択肢として広げ、実際の参加につなげていくためには、センターや暫定拠点がこうした関係者とのネットワークを着実に形成していくことが重要になってくると考えます。

そこで質問ですが、福祉や医療といった関係分野の機関との連携についてどのように考え、今後どのような連携を想定しているのかを伺います。

●**金谷スポーツ部長** 福祉、医療といった分野との連携についてお答えをいたします。

障がい者スポーツセンターの基本理念である、誰もが・いつでも・安心して・誰とでもスポーツを楽しむことができる環境を実現するためには、障がいのある方への指導、相談、情報の発信、集約、人材育成を効果的に進められるよう、福祉、医療、教育等の知見を持つ専門家や団体など、関係者、関係機関と連携することが極めて重要と認識しております。

具体的には、福祉、医療分野との連携については、現在、先行する他都市の事例を参考に、センターから福祉施設へパラスポーツ指導員などを派遣する出張教室や、医療スタッフによるスポーツ医事相談、健康相談などといった取組を想定しているところであります。

今後、障がいのある方がスポーツに関わる機会を広げられるよう、障がい者関係団体、障がい者スポーツ団体、医療、教育分野等の学識経験者の方々をメンバーとして立ち上げた、外部有識者検討会議でも意見や助言をいただきながら、関係団体との連携体制の強化に向けて、引き続き検討を進めてまいります。

●**定森 光委員** 福祉施設への出張教室などを想定しているということでした。また、外部有識者検討会議での意見も参考にして、連携強化に向けて検討していくということです。

このネットワークですけれども、今ほど福祉施設への出張教室ということもありました。市内には福祉サービスを行う事業者、多くございますし、また相談支援機関、区役所の保健福祉部も含めてですけれども、多くございます。暫定拠点の認知度向上をこうした支援機関に図っていくということが重要になってくると思いますので、本庁の関係部局である障がい福祉課などとも連携して、認知度向上を図っていただくことを求めたいと思います。

また、暫定拠点の利用が始まって継続していく中では、利用者の方から生活面とか就労面とか、スポーツ以外の相談が寄せられるケースも想定されます。やはり、いろんな場面で相談に応じていくということも重要だと思っていますので、暫定拠点は指定管理者による運営になるとは思いますが、福祉医療の知識とかネットワークを持つ団体に関わっていただくということが重要だと思いますので、そのことを述べまして、次の質問に移ります。

続いて、インクルーシブの観点について伺います。

構想案ではセンターの基本理念として、誰もが・いつでも・安心して・誰とでもスポーツを楽しめる共生都市さっぽろの実現が掲げられており、インクルーシブなスポーツ環境を整えていく方針だと理解しています。

ただ、センター整備の議論が進んでいく一方で、既存の体育館や地域のスポーツ施設でも、バリアフリー対応や利用支援の体制には課題が残っていると認識しています。

障がい者スポーツセンターの整備は本市にとって大きな意義を持つものだと考えています。ただ、それによって障がいのある方はセンター、ない方は一般施設というような分断が生まれないことも重要であり、市全体としてインクルーシブな環境を整えていく視点が欠かせないと思います。

以前、平岸プールを訪問したときにも、障がいのある方が定期的に利用しているというふうにお聞きしました。一方で、車椅子を利用する方が来た場合、利用できる更衣室がなくて、応接室を代替的に使用しているということもお聞きし、設備面の不足を現場の工夫と職員の負担で補っている様子というのが見受けられました。

センターの整備というものは、こうした既存施設の課題を先送りするものではなく、センターと既存施設が、誰もがスポーツを楽しめる環境に向けて、市全体として役割分担をし、補完し合うということが重要になってくると考えます。

暫定拠点については、障がいのある方だけの専用空間ではなく、ない方にとってもスポーツを通じた理解や交流が生まれる場となることが、将来のセンターの価値を高めていくことにつながると思います。それに加えて、既存施設での障がい者スポーツ利用の促進に向けた取組も重要になってくると考えます。

そこで質問ですが、スポーツ環境全体として、インクルーシブな発想に立った環境づくりが必要と考えますが、市としての考え方を伺います。

●**金谷スポーツ部長** インクルーシブな発想に立った環境づくりについてお答えをいたします。

このたびの基本構想案では、障がい者スポーツの将来像といたしまして、区体育館、温水プールなど、他の公共施設を含めた地域全体で、障がい者スポーツがしやすい環境の構築を目指すことと

しており、バリアフリーの観点から、必要となる施設改修を順次実施する考えも盛り込んだところであります。

また、障がい者スポーツの当面の拠点となる暫定的な活動拠点についても、関係団体のヒアリングを通じて出された、人目を気にせず体を動かせる場という意見に配慮しつつ、障がいのある方とない方が互いに交流ができる場という意見も踏まえ、障がいのある方の専用施設ではなく、優先施設と位置づける考えであります。

さらには、この暫定拠点において、障がいのある方とない方が共に楽しむことのできるようなスポーツ体験機会の提供を通じて、障がいを理解し、互いの違いを尊重できる社会の実現へとつなげてまいります。

●**定森 光委員** 今ご答弁では、障がい者スポーツの将来像は、既存の施設全体で目指していくものであり、バリアフリーの観点からの施設改修の考えも盛り込んでいるということでした。また、暫定拠点でも、地域の方々も利用でき、また、ある方ない方がいろんな形で交流する機会というものも検討していくということでした。

暫定拠点、さらには将来のセンターが整備されることで、既存のスポーツ施設を利用する障がい者も増えていくということが想定されます。その際には設備面の課題がより顕在化していく可能性もございますので、今ご答弁にあったように、既存施設の改善にも引き続き取り組んでいただきたいと思えます。

そして、インクルーシブな社会の実現に向けて、センターが果たす役割を福祉、医療をはじめ様々な関係者とも共有していただく機会を広げていただくことも要望し、私の質問を終わります。

●**竹内孝代委員** 私からも、札幌市障がい者スポーツセンター基本構想（案）について質問させていただきます。

我が会派は、障がい者スポーツの振興について継続して議会で取り上げ、後押ししてまいりまし

たが、一昨日の我が会派の代表質問では、障がい者スポーツセンターの基本構想について、センター整備の目的、既存施設を活用した暫定的な拠点での取組について質問したところであります。

市長からは、暫定的な活動拠点の取組を通じて、今後のセンター整備に向けた課題やニーズを把握するとともに、医療職などの専門家やボランティアの育成、スポーツ、医療、福祉及び教育団体との連携体制の強化など、ソフト面の取組を順次進めていくとの答弁をいただいたところであります。

令和10年度開設予定の暫定的な拠点で、そのような取組が進められていくのだというふうに思いますが、一方で、先ほど説明をいただきましたアンケート結果によりますと、障がいのある方は自宅やその周辺でスポーツをする割合が非常に高い現状であるということで、この暫定的な拠点を利用しようと思ってもらえるかどうかといった懸念があります。

そこで初めの質問ですが、暫定的な活動拠点、いわゆる暫定拠点において、そもそも障がいのある方が気軽にスポーツを行っていただく機会、そうしたものを提供していくことが大事かと思えますけれども、現時点のお考えを伺いたいと思えます。

●**金谷スポーツ部長** 障がいのある方がスポーツを行う機会についてお答えをいたします。

現在、障がいのある方がスポーツを行う場としたしましては、身体障害者福祉センターと札幌みなみの杜高等支援学校等で行っております、学校開放事業がございますが、身体障害者福祉センターは身体障がいのある方向けの施設で、かつ団体利用が主でありますこと、また、学校開放事業は障がいのある方の所属する団体を対象としているところであります。

したがって、身体障がい以外の障がいのある方が優先的に利用できる団体向け施設や、障がいの

ある方の個人利用を優先している施設は、現在ない状況となっております。

このため、障がいのある方のスポーツ実施環境をさらに充実させるためには、様々な障がいの種類に対応し、団体利用はもとより、個人で訪れても気軽に安心して利用できる場の創出が必要と考えているところであります。

そこで、このたびの基本構想案には、障がい者スポーツセンターの機能として、様々な障がい種別に対応できる設備、機能を備えた施設とすることや、個人で利用できる時間帯を設けること、専門人材を配置して、個々の事情に合ったスポーツ活動への助言を行うことといった考え方を盛り込んでおまして、暫定拠点の場で順次取り組んでまいりたいと、このように考えております。

●**竹内孝代委員** そもそも、今現在はそうした活動ができるような場所がないので、どうしてもご自宅の近く周辺で体を動かすしかないのではないかとこのことがうかがえる答弁だったと思えますし、また、今、様々詳しくご説明いただいたように、利用者の方々にとって希望の持てる拠点、また、活動ができる環境になるのかなというふうに思いました。

基本理念にあります、いつでも・誰もが・気軽に・安心してスポーツを楽しむことができる、そうした環境の実現といったことを目指していらっしゃると思いますので、しっかりと進めていただきたいと思えます。

また、障がいのある方へのアンケート結果の中には、スポーツができなかった理由の中に、何ができるのか分からないといった情報の不足というのが比較的多く挙がっていたと伺っております。障がいのある方が遠慮しないで体を動かせる、そうした場があったとして、実際に自分に何ができるのか、どんなことが楽しめるのかといったことが分からないままだと、スポーツの実施にはつながっていかないのではないかなというふうに思えます。

そこで質問ですが、障がいのある方がスポーツを行っていくことができるように、どのように情報を伝えていく考えか伺います。

●金谷スポーツ部長 スポーツ実施につながる情報発信についてお答えをいたします。

委員からもご指摘のとおり、障がいのある方へのアンケート結果から、自ら積極的に情報を探しに行く障がいのある方以外には、障がい者スポーツに関する情報が十分に伝わっていない現状にあるものと受け止めております。

このため、スポーツに関心のない障がいのある方、スポーツに関心はあるが、まだ行ったことのない障がいのある方及びそのご家族にも、障がい者スポーツに関する情報や体験機会の情報がしっかりと届けられるよう、日常的に直接障がいのある方と接しております関係団体、医療、福祉、教育の現場にもこうした情報を発信してまいります。

また、これに加え、現状では関係団体が個別に情報を発信している状況にありますことから、情報の集約や一元的な発信が必要と考えており、暫定的な活動拠点が中心的な役割を担って、効果的な情報発信を行えるよう検討してまいりたいと考えております。

●竹内孝代委員 関心のある方が自分から情報を探すと見つかるが、そうでないとなかなか伝わらないといったことを踏まえて情報集約していくと。そして、一元的な発信が必要だということで、効果的な発信を検討したいということの答弁でございました。ぜひ皆さんに身近に感じていただいて、利用していただけるような活動拠点の取組、また、その他様々な取組と併せまして、本格拠点の整備に向けた検討もしっかりと進めていただけるよう求めまして、質問を終わります。

●吉岡弘子委員 私からも、障がい者スポーツセンター基本構想（案）の暫定拠点について質問いたします。

障がい者スポーツセンターは、障がい者団体な

どから長い間整備の要望が出されており、また、2022年8月の文部科学省障がい者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書でも、都道府県ごとに設置されていることが望まれています。現在、全国に29か所設置されていますが、まだ道内にはありません。

このたび、障がい者スポーツセンター整備に向けて基本構想案が提出される運びとなりました。

基本構想案では、障がい者スポーツセンターの整備に当たっては、障がいの有無に関わらず、いつでも・誰もが・気軽に・安心してスポーツを楽しむことができる環境の実現のための拠点としての役割を目指すと示されていますが、整備候補地の決定など、一定期間、時間を要するということから、ロードマップには具体的な時系列は示されておりません。

センターが整備されるまでの期間、既存の市有施設に障がい者スポーツの暫定的な活動拠点を設置することとなりましたが、現段階では、暫定拠点の利用期間がいつまで続くのかも未定とのことです。

暫定拠点の選定に当たっては、他都市の障がい者スポーツセンターで利用ニーズが高いことから、体育館とプールが併設された施設であることを条件に、国際交流館及び西区体育館、手稲区体育館、清田区体育館を対象に検討を行い、施設全体を障がいのある方の優先施設として利用可能であることなどから、白石区の国際交流館を暫定拠点と決めました。

札幌市が2023年に行った、障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査では、障がい者の6割がスポーツをもっと行いたいという意向を持っています。

そこで質問ですが、国際交流館及び西区体育館、手稲区体育館、清田区体育館の障がい者の方々の利用状況についてお聞きします。また、国際交流館と各区の体育館のバリアフリー化の状況についてもお聞きします。

●金谷スポーツ部長 既存の4施設の利用状況と、各区体育館、国際交流館のバリアフリーの状況についてお答えをいたします。

暫定拠点の候補施設といたしました4施設について、令和6年度の障がいのある方の利用率を申し上げますと、札幌国際交流館が4.1%、西区体育館・温水プールが5.1%、手稲区体育館が2.3%、清田区体育館・温水プールが4.9%となっております。

また、各区体育館のバリアフリー化の状況については、施設入口前の段差の解消や多目的トイレの設置は全施設で行われているものの、エレベーターが設置されている施設は、北ガスアリーナ札幌46、北区体育館、東区体育館の3か所となっております。

一方、札幌国際交流館につきましては、エレベーターやオストメイト対応の多目的トイレの設置など、バリアフリー環境がおおむね整っており、令和4年度には大規模改修で設備も更新されていることから、大きな改修を要せず、暫定拠点として活用できるものと考えております。

●吉岡弘子委員 バリアフリー化といっても様々ありますけれども、各区の体育館にはエレベーターがない施設もあるということでした。

障がい者スポーツセンターがあつて、各区の体育館、プールでも障がいのある方が使いやすいよう、さらにバリアフリー化され、相談者や指導者の配置など、日常的に利用しやすい環境をつくるのが、障がい者スポーツの普及促進と共生社会の実現にとって、あるべき姿かと思えます。

暫定拠点施設の活用開始は令和10年度となっておりますので、それまで約3年ありますが、その期間は西区体育館・温水プールを活用し、障がいのある方が個人で気軽に運動、スポーツができる場を提供するとされています。

そこで質問ですが、暫定拠点を設置するまでの間、どのような取組をするのか、お聞きします。

●金谷スポーツ部長 暫定拠点設置までの期間の取組についてお答えをいたします。

暫定拠点を設置するまでの間も、障がいのある方が個人で気軽に運動、スポーツができる機会があることが望ましいと認識しております。

そこで、体育館・温水プールが併設をされております西区体育館・温水プールにおいて、障がいのある方を対象に、障がいの種別や状態に合った幅広いスポーツを選べるスポーツイベントを定期的に実施することを考えております。そういったスポーツイベントを実施する際は、障がいのある方が安心して参加できるよう、専門知識を持ったスタッフのサポートを受けられるなど、障がい者スポーツセンターでも期待をされる、障がいのある方へのサポート体制を盛り込みたいと考えております。

●吉岡弘子委員 暫定拠点設置までの約3年の間、西区体育館と温水プールを提供してイベントなどを行うということでしたが、暫定拠点が設置された後も、西区体育館を活用した取組を生かして継続すべきだと思います。

先ほども申し上げましたが、暫定拠点とはいえ、期間も長期に及ぶ可能性もあり、重要な施設となります。

関係団体からのヒアリングをした結果概要が、資料では、札幌市の障がい者スポーツの課題、センターに期待することや、センターに必要な機能などの項目ごとに示されています。

そこで質問ですが、関係団体からのヒアリングでの主な意見は、暫定拠点整備においてどのように生かされるのか、お聞きします。

●金谷スポーツ部長 関係団体の意見の反映についてお答えをいたします。

関係団体からのヒアリングでは、障がい者スポーツセンターに期待することとして、例えば、障がいのある方を支援する職員の常駐や、人目を気にせず体を動かせる場が必要といった意見が挙げられたところであります。

このため、暫定拠点の取組では、パラスポーツ指導員などの有資格者を配置することによる相談対応、運動サポートや、障がいのある方の優先利用枠の設定など、こういったものを想定しているところであります。

このほかに出された、障がい者スポーツセンターに必要な機能や設備等の意見に対しても、障がいのある方が安心して利用できるよう、障がい者スポーツセンターに関する、先ほどから申し上げております外部有識者検討会議などの場で助言をいただきながら、暫定拠点の環境整備に向け、検討を進めていきたいと考えております。

●吉岡弘子委員 暫定拠点と言えど、長く利用する施設ですから、運動用具や表面に凹凸がなく、全ての方が安全で自由に移動できるゴム製の視覚障がい者用歩行誘導マットなど、当事者の声を聞きながら、改善も進めるよう求めたいと思います。

また、スポーツを通じて豊かな生活を送る権利があることを、札幌に住む障がい者の方々が実感でき、身近なところでスポーツが楽しめるよう、各区のスポーツ施設においても整備を進めていただくよう求めまして、質問を終わります。

●米倉みな子委員 私からも、(仮称)札幌市障がい者スポーツセンター基本構想案について伺います。

札幌市は、20年ほど前より障がい者団体などからスポーツセンター新設の要請を受けてきたと聞いていますが、残念ながら、いまだ実現には至っておりません。

障がい当事者からは、一日も早く利用したい、待ち焦がれている施設だと伺っています。

そこで最初の質問です。

(仮称)札幌市障がい者スポーツセンター整備までの間、札幌国際交流館を暫定拠点とする計画になっていますが、ソフト面、ハード面を合わせた活用開始までの具体的なスケジュールはどのようになっているのか、伺います。

また、令和10年度(2028年度)に活用開始と

なっており、できるだけ早く開始すべきと考えますがいかがか、併せて伺います。

●金谷スポーツ部長 暫定拠点の活用開始までのスケジュールと、できるだけ早く開始すべきというご質問についてお答えいたします。

札幌国際交流館につきましては、現在の指定管理期間が終了する令和9年度末をもって、国際交流施設としての用途を廃止する予定となっております。

札幌国際交流館を暫定拠点として活用するに当たっては、現在の施設利用者にも配慮をしながら、障がいのある方に向けた利用時間や利用範囲、新たに展開する事業の内容など、施設の運営について多くの項目を検討し、整理する必要があります。

これらを整理した後、運営事業者の選定等、所要の手続を順次行っていく必要があることから、2年程度の準備期間をいただくことで、丁寧な検討や手続を行ってまいりたいと考えております。

また、暫定拠点活用開始までの期間につきましては、西区体育館・温水プールを活用することで、障がいのある方が気軽にスポーツを体験できるイベントの定期的な開催などに取り組み、スポーツを行う機会を創出してまいります。

●米倉みな子委員 障がいのある方たちにとって、スポーツをすることは、リハビリなど、医療的な効果はもちろんですが、仲間づくりや生活圏の拡大といった社会参加の面においても重要な意義を持つと言われていることから、より多くの機会があるべきと考えます。

しかし、障がいのない方に比べて、スポーツをする機会や場所がかなり限られているという現状があります。

先日、札幌サンプラザのプールを見せていただく機会がありました。まず、入口に長い階段があり、エレベーターはホテル側にしかないため、使用の都度連絡し、通路の鍵を開けてもらわなければなりません。プールにも段差や傾斜があつて、

足が不自由な方や高齢者が気軽に1人で行ける施設ではないことが分かりました。

こうしたバリアフリーの問題が依然としてある中、障がいのある方がスポーツをする機会を増やすため、暫定拠点としての札幌国際交流館の一日も早い活用開始を望みます。

ここからは、(仮称)札幌市障がい者スポーツセンターについて伺います。

先ほど、小竹委員もウインタースポーツについて質問されていましたが、北海道初の障がい者スポーツセンターとして、地域の特性を生かし、雪国ならではのウインタースポーツができる施設も夢があり、話題性もある案だと考えます。

そこで次の質問です。

札幌市でニーズが高いと想定される機能として、ランニングコースが検討されていますが、チェアスキーや車椅子カーリングなど、冬季スポーツも充実させるべきとの声を聞いています。こうした声についてどのように考えているのか、伺います。

●金谷スポーツ部長 冬季スポーツの充実についてお答えをいたします。

先ほどもご答弁したとおりですが、障がいのある方もウインタースポーツに取り組めるような環境づくりは重要と認識をしております。

しかしながら、ウインタースポーツの機能を施設に盛り込むことは、施設の規模拡大や立地の限定にもつながることから、障がい者スポーツセンターの基本要件としては明記をしていないところでもあります。

このため、このたびの基本構想案においては、障がい者スポーツセンターと、スケート場やスキー場などの施設との連携を図ることにより、障がいのある方にウインタースポーツにも取り組んでいただく将来像を盛り込んだところであり、具体的な連携策を今後とも検討してまいりたいと考えております。

●米倉みな子委員 ウインタースポーツについ

ては、当センターでの実現はなかなか難しいとのご答弁でした。

市内にある様々な既存の施設については、先ほどのバリアフリーの問題も含め、障がいのある方も利用しやすい体制づくりを強く求めます。

構想案で、整備手法については、施設の新設、既存施設の建て替え、または既存施設の活用といった手法が考えられるなっていますが、秋元市長は公約で、障がい者スポーツの普及を促進するとともに、その拠点となる障がい者スポーツセンターの新設に向けた検討に着手しますと掲げています。

全国には29の障がい者スポーツセンターがありますが、この広い北海道札幌市にまだないというのはとても残念に思います。

そこで次の質問ですが、(仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの整備手法については、初めてできる施設でもあり、新設にすべきと考えますがいかがか、伺います。

また、共生都市さっぽろの実現に向けては障がい者スポーツセンターの整備が不可欠であることから、この整備事業をできるだけ急いで行うべきと考えますがいかがか、併せて伺います。

●金谷スポーツ部長 センターは新設として急いで整備すべきというご質問にお答えをいたします。

障がい者スポーツセンターの整備手法を定めるに当たっては、必要な機能を確保し、かつ施設の効果を高め、利用者の利便性の向上を図ることや、持続可能な公共施設マネジメントの観点を踏まえ、新設や既存施設の建て替え、既存施設の活用などの幅広い検討が必要と認識をしております。

このため、障がい者スポーツセンターの整備に向けては、まずは暫定的な活動拠点を多くの方に利用いただき、ニーズや課題を把握、整理していくことで、将来的なセンター整備の検討を着実に進めてまいります。

●米倉みな子委員 スポーツセンター新設の要

請を受けてから20年間計画が進まなかった理由をスポーツ局に伺いましたが、理由の一つは、中央体育館の移転建て替えや、モエレ沼公園野球場など、スポーツ需要や緊急度に応じた施設整備が行われてきたというものでした。

そのような視点で見ますと、長年にわたり要請があり、北海道札幌市で初の障がい者スポーツセンターの需要や緊急度は非常に高いと考えます。ぜひ、新設のすばらしい施設を造っていただきたいと思えます。

すばらしい施設は、利用者目線で寄り添う指導員やプログラムなど、障がい当事者本位の利用に向けた体制があつてこそ、その効果を発揮することができるのではないかと考えます。

そこで次の質問です。

施設整備においては、素案の段階から、ソフト、ハード両面において、障がい当事者の声を聞き、最大限反映することが欠かせないと考えますが、どのように行っていくのか、伺います。

●**金谷スポーツ部長** 障がい当事者の意見の反映についてお答えをいたします。

このたびの基本構想案については、障がい当事者へのアンケート、関係団体へのヒアリングの結果を踏まえたものとなっておりますほか、先ほどからご答弁申し上げております障がい者関係団体、障がい者スポーツ団体、医療教育分野等の学識経験者の方々をメンバーといたします外部有識者検討会議の意見や助言もいただき、策定をしたところであります。

今後においても、暫定拠点をはじめ、様々な障がい者スポーツの現場における障がい当事者の声の把握に努めるとともに、引き続き、この外部有識者検討会議で意見や助言をいただきながら、障がい者スポーツの環境整備に努めてまいります。

●**米倉みな子委員** 障がい当事者は、1人で行ってもスポーツを楽しめる施設を望んでいると伺っています。

同伴者がいなくても、指導員が卓球の対戦者に

なってくれたり、何の競技が自分に合っているかわからない利用者に対して、適性を見極め、適切なアドバイスをくれる常駐の指導員が複数必要とのことでした。

基本構想案の基本理念、基本方針には、誰もが・いつでも・安心して・気軽にスポーツができる拠点と書かれています。聞きたいことを気兼ねなく質問できて、繰り返し何度も利用したいと思えるような施設であることが重要です。スムーズな動線を確認できるように、ハード面の充実はもちろんですが、ソフト面においても最大限の充実を図っていただきたいと考えます。

次に、施設の利用区分について伺います。

基本構想案の施設の利用区分では、障がいのある方の専用ではなく優先利用を想定とあります。

そこで最後の質問です。

障がいのない方の利用も想定しているということですが、どのような理由で施設を利用する想定をされているのか、伺います。

何よりも、障がい当事者にとって使いやすいスポーツセンターにすべきと考えますが、どのように考え整備していくのか、併せて伺います。

●**金谷スポーツ部長** 障がい者専用ではなく優先利用を想定する理由と、センターをどう考え整備していくかというご質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、暫定的な活動拠点については、関係団体のヒアリングを通じて出された、人目を気にせず体を動かせる場という意見に配慮しつつ、障がいのある方とない方が互いに交流ができる場という意見も踏まえ、障がいのある方の専用施設ではなく、障がいのない方も利用可能な優先施設と位置づける考えであります。

その上で、障がい者スポーツセンターの整備に当たっては、現時点では障がいのある方の優先利用を想定しておりますものの、障がい当事者にとって使いやすいセンターとなるよう、今後の暫

定拠点での活動を通じて、ニーズや課題を把握しながら、引き続き検討を進めてまいります。

●米倉みな子委員 構想案の札幌市の障がい者スポーツの将来像には、障がいのない方にも障がい者スポーツを広め、共生社会の実現に貢献する、障がいのある方とない方が共に楽しむことができるスポーツ体験の提供等を通して心のバリアフリーを醸成するとあります。

スポーツセンターを障がいのある方が使いやすい施設にするというのは大前提ですが、障がいのない方が障がい者スポーツを体験することにより、障がいのある方への理解を深め、共生社会を実現するための拠点となることは大変意味のあることだと考えます。

パラリンピックの陸上やノルディックスキーなど、複数の競技で金メダルを獲得しているスイスのハインツ・フライさんは、健常者はスポーツをやったほうがいい。しかし、障がい者はスポーツをやらなければならない。皆さんのように足のある人たちは、健康維持やダイエットのためにスポーツをしたほうがいいと言われますよね。でも、私たち障がい者にとって、スポーツをすることは自立心を育てることなんですと発言され、障がいのある方にとってのスポーツの意義や必要性を私たちに伝えてくれています。（仮称）札幌市障がい者スポーツセンターが、障がいのある方の意見を最優先に、障がいのある方の誰もがスポーツをしたいと思うとき、いつでもスポーツを楽しむことができる使いやすい施設として整備されることを要望して、私の質問を終わります。

●田中啓介委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●田中啓介委員長 なければ、質疑を終了いたします。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 42 分

再 開 午後 2 時 43 分

●田中啓介委員長 委員会を再開いたします。

次に、議案第 1 号 令和 7 年度札幌市一般会計補正予算（第 4 号）中、関係分及び議案第 16 号 公の施設の指定管理者の指定の件（札幌産業展示場）の 2 件を一括議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●田中啓介委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●田中啓介委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第 1 号中関係分及び第 16 号の 2 件を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●田中啓介委員長 異議なしと認め、議案 2 件は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 6 号 令和 7 年度札幌市中央卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）及び議案第 25 号 札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例案の 2 件を一括議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●田中啓介委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●田中啓介委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第6号及び第25号の2件を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●**田中啓介委員長** 異議なしと認め、議案2件は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 令和7年度札幌市一般会計補正予算(第5号)中、関係分を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

●**中川賢一委員** こちらは、今般の食料品の物価高騰支援策ということで、札幌市で1人当たり3,000円、市民に配るというものでございますけれども、こちらは政府が食料品の物価高騰対策として、国民1人当たり3,000円を配るということを目安として支援するというので、具体的な手法については自治体に委ねられているというわけでございます。本市は国が示した基本にのっとり、市民1人に3,000円程度を配布するというようなご提案でございます。

こういった手法を取ることの妥当性について、全く一言もないわけではないんですけども、それはそれとしまして、今回説明を受けまして、1点すごく驚いたことがございまして、今回の事業費全体が77億円余り、78億円近い事業費でありますけれども、そのうち、この配布に伴う事務費が19億円と、もう4分の1近い部分を占めているということでございまして、私はそこにすごく違和感を感じているところでございます。

かつて配られた札幌のプレミアム商品券のときも様々な議論があったんですが、市としては様々な理由を言って、紙で商品券なるものを配ったものですから、事務費が随分とかかりまして、当時は大体3分の1ぐらいが事務費だったと思うんですけども、その分、本来、市民に還元できる部分が小さくなってしまったということに、私は当時、随分と疑問を呈させていただいたところでございます。

そこで、まず、今回も事務費の割合が不必要に高過ぎるようにちょっと印象を受けているんですが、どのようなことを想定しておられるのか、伺いたいと思います。

●**守屋経営支援・雇用労働担当部長** 今回の支援費にかかる事務費についてお答えいたします。

本事業の事務費は、全市民に金券を郵送するほか、コールセンターの設置やデータ処理、広報活動など、最も経費のかかるケースを想定して、予算計上しているところでございます。

●**中川賢一委員** 予算書にも説明にもあるとおり、これから細かい手法は決めていくというようなことで、ざっくりとしたご説明だったかなというふうに思うんですが、令和5年度プレミアム商品券のときも、当時の経済観光委員会におきまして、やはりこの紙で配布したことで事務費が不必要に膨らんでしまったのではないかなというようなことを申し上げさせていただいて、やはりこのデジタル技術ですとかそういったものを活用して、事務費を極力抑えて、やはりより多くの部分を市民に還元すべきと、今日と同じようなことを主張させていただきました。

当時は担当部長から、まだデジタルに不慣れな方も一定数いる、そういったようなことを背景に紙で配布することが望ましいというようなご答弁をいただいたわけでございますけれども、その一方で、今後新たな消費喚起事業等を構築する際には、他都市のデジタルを活用した事例なども参考にしながら、関係部局とも連携して、事業実施手法を検討してまいりたいというような、先々変えていきそうな雰囲気のご答弁もされておられました。

デジタル技術を活用する際に、不慣れな方が一定程度おられるということは、これは事実でありますし、私も十分理解していますけれども、札幌市も今このスマートシティを目指して、世の中のトレンド自体がそういった方向でありますし、やっぱりそういった中で、こういった市民に一定

のメリットを提供する支援を実施するという機会は、やっぱりデジタル技術だとかというものを浸透させていくいい機会ではないかなと考えるところでありまして、そういった部分をしっかりと説明しながら、デジタル化の恩恵というものを享受していただけるよう、こういった機会に促していくということも必要なことなのではないかなというふうに感じます。

これは令和5年のときも指摘をさせていただきましたけれども、あれから3年近い月日が経過いたしましたしまして、再び、当時ご答弁いただいた、新たな消費喚起事業を構築するという場面が今回また到来したわけでございますけれども、スマホ等のデジタル技術の普及・浸透というものは、当時よりもさらに一層進んでおります。また、政策分野は異なりますけれども、札幌市は健康アプリで、スマホによるサービス提供というものを、これは一部の高齢の方々からは強烈な反対もありましたけれども、やはり将来を見据えて導入しようとして取り組んでいるところでございます。

そういった経緯を踏まえますと、もう今回の支援事業に際しましては、デジタルの活用によって経費の削減をして、市民への還元部分を拡大し、また、市民に支援が届くまでの時間短縮というものにもつなげていくべきと考えますが、その辺りのご見解をお伺いしたいと思います。

●守屋経営支援・雇用労働担当部長 デジタルの活用についてお答えいたします。

デジタルの活用により、郵送及び事務処理の効率化が図られ、事務費が削減できるものと認識しております。

そのため、手続のデジタル化及び電子クーポンなどの活用も視野に、経費が削減できるよう進めてまいります。

また、デジタルを活用することで、配布までの期間の短縮に加え、受取における市民の利便性が向上するものとも考えております。

●中川賢一委員 ありがとうございます。そう

いったデジタル化の部分も十分にこれから検討していくというようなお答えでありましたので、特にこれ以上お伺いはしませんけれども、デジタルのメリット、費用削減部分でも効果がありますし、また、いろいろ市民生活に普及させていく上でも、幅広い、様々なメリットを提供できますので、やはり、これはこういった機会を捉えて、繰り返しくなりましても、十分に活用していくべきと思います。今回は緊急対策ということで十分な検討をする時間がなかったようにも伺っておりますが、繰越明許という時間的余裕がある中での事業でございますので、しっかりとその辺り、一番効率のいい手段を、当然、そしてそのメリットがどうしても、やり方が提供し難いという方もいらっしゃると思いますので、その辺りをバランスも取りながら、最大限、新しい技術を活用していくことを期待しまして、質問を終わらせていただきます。

●林 清治委員 ただいま議案として扱われております、この物価高騰対策支援金ですけれども、今、国の中でもまだまだ議論されている最中で、最終的な決定というのはまだ先になるのかなというふうに思っています。ただ、今言われているのは、国の定める対策として、全市民へ1人3,000円程度交付ということが決まっている。そして、何を配布するのか、どのように配布するのか、そうしたものは各自治体での判断に任すと、ちょっとゆったりとした中身になっています。

そうした中で、本当にこれを決定するまでの担当部の努力というのは大変なのかなというふうに思っておりますが、できるだけ早く交付できるように努力してほしいなど、まずそこを申し上げておきたいなと思います。

そして、私は今日の質疑の中で、対象者についての確認、そこを指摘しておきたいなと思います。

国の定めでは全市民を対象としていますが、市民の自治体をまたぐ移動等も当然ありますし、この基準日をいつにするのか、このことが大変難しい判断になるのかなというふうに思います。

また、自治体ごとに、これは個別判断をすることになっていくと、本当に、場合によっては受取ができない市民が出てくるのではないかなと。その大きな懸念を持っているところでもあります。

そこで質問ですけども、基準日をいつに設定するのか、対象者の確定と併せて、市の考え方を伺いたいと思います。

また、これは従前、こういう交付金などがあるときにいつも課題になるんですが、DV被害者など、様々な理由で個人情報保護を必要がある、そうした市民の対応、これをどのように考えているのか、伺いたいと思います。

●守屋経営支援・雇用労働担当部長 ただいまの食料品物価高騰支援の対象者についてお答えいたします。

まず、いつ時点での住民基本台帳に登録されている市民を支援対象とするかですが、今後、これについては国からの通知などを鑑みながら、札幌市としても決定することになります。

また、支援に当たっては、DV被害などを理由に、やむを得ない事情で住民登録を移動できない市民への配慮も行っています。

●林 清治委員 今回の段階で、なかなか答えられないのは分かっています。本当に考えなきゃいけないことは山ほどあるんですよ、これ。そういう形の中で、やっぱり国も、全市民1人3,000円程度ということをおっしゃっている中で、本当にその支給漏れがないような体制を万全に取っていかねければ、これは大変なことになるなというふうに思っていますし、先ほども言ったように、自治体をまたぐ移動というのも、当然これから来年度、3月末、4月、大きく出てきます。そうしたのもしっかりと対応できる体制を組んでいかねければ、苦情の山になりますので、その辺はしっかりと対応していただきたいなというふうに思います。

本当に、市民も、国会の議論などを含めながらも、決定したんだね、早くもらえるんだねという

期待感が高まっていると思いますので、それをしっかりと確実に配布できるように準備を整えていくと、担当部は本当に大変になります。これは、ほかの部署からの応援も含めて、しっかりとした体制組みをまずはさせていただく、そのことをお願い申し上げて質問を終わります。

●竹内孝代委員 私からも、補正予算の中のこの食料品物価高騰支援について質問させていただきます。

長引くこの物価高を踏まえまして、我が会派も、去る11月27日、市長に緊急要望させていただきました。また、一昨日の代表質問でも、家計負担軽減に向けた即効性ある物価対策というテーマで取り上げさせていただいたところであります。

このとき、市長からの答弁で、即時性、即効性のある事業手法を早期に具体化していくといったご答弁がありましたけれども、まさに詳細については検討中のところだと思います。

今、るる様々な質疑もありましたけれども、今回の市民1人当たり3,000円程度を配布するといったことは、キャッシュレスの現代、また即時性を考えますと、電子マネーといったことが、これを前提に検討されていくのかなというふうに思いますが、他都市でもこうした検討がされていると、我々同僚議員からも聞いております。即時性とか事務費の負担軽減というのは見込まれる手法でありますので、ぜひ進めていただきたいなというふうに思うんですが、ただ一方で、どうしても市民の中にはなかなかデジタルの活用が難しいという方もいらっしゃるのかなというふうに思います。

そこで質問なんですが、そういったデジタルの活用が難しい市民の方もいらっしゃるのではないかなと思いますので、そうした方も含めて、対応についてどのようにお考えか、もし何かお考えがあれば伺いたいと思います。

●守屋経営支援・雇用労働担当部長 デジタル活用が難しい市民、いわゆるデジタル弱者への対

応についてであります。電子クーポンなど、デジタルの活用が難しい市民が一定数いることは十分に認識しているところでございます。

そのため、デジタルの活用と紙媒体での給付の併用を含め、市民の皆様の状況に応じた対応ができるよう、支援方法を検討してまいります。

●竹内孝代委員 ありがとうございます。様々ご苦労もあるかというふうに思いますけれども、やはり、今後のことを考えると、現金に相当するものの配布をする、新しい手法の構築というのは、すごく今後に向けてつながっていく重要なプロジェクトじゃないかなというふうに思います。市民の方も、先ほど林委員がおっしゃったように待っていらっしゃると思うので、少しでも早くというふうに申し上げたいんですが、無事故で、しっかりと確実にお届けできるということが大事だと思います。いろんな市町村でいろんなことを、これまでもニュースでも拝見してまいりました。札幌市はしっかり堅く、今までやってきていますので、その分、人口も多いですし、少し時間がかかるというところはあるかと思いますが、少しでも早く、けれども確実に、きちんと進めていただけるように求めたいと思いますし、また、物価高を苦勞されている市民への応援メッセージにもなる、そうした3,000円の配布かと思っておりますので、ぜひご尽力いただけるようお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

●田中啓介委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●田中啓介委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●田中啓介委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第32号中、関係分を可決すべきものと決定

することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●田中啓介委員長 異議なしと認め、議案第32号中関係分は可決すべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時1分

再 開 午後3時2分

●田中啓介委員長 委員会を再開いたします。

最後に、第2次定山溪観光魅力アップ構想についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●和田観光・MICE担当局長 本日は、第2次定山溪観光魅力アップ構想の素案について、ご報告申し上げます。

定山溪の観光振興につきましては、平成27年度に策定いたしました第1次定山溪観光魅力アップ構想に基づき、温泉街のにぎわいづくりですとかエリア全体の魅力向上に取り組んでまいりましたが、この構想は令和6年度をもって計画期間が満了となります。

一方で、近年は国内人口の減少、団体旅行から個人旅行への変化、そしてインバウンドの増加など、観光を取り巻く環境が大きく変化しているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、定山溪が今後も持続的に発展しながら、国内外の来訪者に選ばれる温泉観光地となることを目指して、令和7年度から令和16年度までの10年間を見据えた新たな指針として第2次の構想を策定するものでありまして、今般、その素案を取りまとめた次第でございます。

この後、素案の概要につきまして、観光・MICE推進部長よりご説明申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

●北川観光・MICE推進部長 タイトルが第2次定山溪観光魅力アップ構想（素案）概要版のファイルをお開きください。この概要版に沿って、主に下線部を中心にご説明申し上げます。

1 ページ目、策定の背景・目的は観光・MICE担当局長からご説明申し上げましたので割愛いたします。

次の、構想の対象エリアです。

第1次構想に引き続き、定山溪温泉街だけではなく、小金湯温泉、八剣山、札幌国際スキー場などを含む広域的なエリアを定山溪としております。

次に、右側に移りまして、観光市場の動向です。

国内人口の減少を見据えると、外国人観光客の誘客が今まで以上に重要性が増すものと考えております。

また、「にっぽんの温泉100選ランキング」、これは観光業界の専門誌が主催し、旅行会社の社員などが投票するものですが、定山溪温泉は令和6年度に全国で37位となり、平成26年度からランキングが16ポイント上昇しました。

その下段、定山溪観光の現状です。交通アクセスについて、札幌中心部から自動車ですら約1時間、アクセスが可能です。路線バスにつきましては運転手不足により減少傾向が続いております。

続いて、2 ページ目へ参ります。

左上の観光入込動向です。

宿泊客数は、コロナ禍により令和2年度に30万人台まで落ち込みましたが、令和5年度は92万人まで回復傾向となっております。

その下段の円グラフでございますが、宿泊者の内訳です。宿泊延べ人数全体では、札幌市民が約3割と最も多くなっております。一番下の外国人観光客の割合では、平成25年度は台湾が約4割を占めておりました。一方、右側のグラフ、令和5年度では、韓国が約6割を超えるなど、客層が変

化してきております。

資料右側の宿泊施設の状況について、軒数は増加傾向ですが、1軒当たりの定員数、客室数は減少しております。

次に、3 ページ目、第1次構想の振り返りでございます。

表に掲げた成果指標は、いずれも基準値より上昇しており、確実に成果は出ていますが、目標値には及びませんでした。この要因といたしましては、大規模宿泊施設の廃業、また、コロナ禍から観光需要が回復途上にあることなどが挙げられます。

現状の分析につきましては、1 国内人口の減少、海外市場の拡大、2 客層の変化、3 魅力的な景観形成に向けた取組、4 滞在時間の短さ、5 定山溪の顔となるような特徴的なイメージの弱さ、6 定山溪エリアとしての誘客戦略、7 定山溪までの交通アクセス、8 定山溪エリア内の交通手段及び駐車場の不足につきまして、8項目を整理いたしました。

続いて、4 ページ目でございます。

現状と課題を記載のとおり整理した上で、本構想のコンセプトを、国内外の来訪者を魅了する持続可能な温泉観光地「札幌定山溪」としております。

このコンセプトに込められた意味は、市民に愛され続けるとともに、多様化する海外からの観光客ニーズにも対応を図り、地域の資源を磨き上げることで、魅力的な温泉観光地を目指すものです。

これらの現状や課題、コンセプトを踏まえまして、基本方針を、1「街並みや景観の維持・形成」、2「エリアの特性を生かしたコンテンツの充実」、3「戦略的なプロモーションの展開」、4「交通アクセスの改善」と決めました。

また、資料右側には、冒頭述べました対象エリアを位置づけ、さらに、定山溪温泉街について四つのゾーンを設定の上、施策を展開する考えでご

ざいます。

次の5ページに参ります。

基本方針に基づく具体的な取組例を記載しております。

各方針について、短期的に取り組む重点施策を設定し、方針1では、かわまちづくり計画による河畔園地の整備や景観の改善、方針2では、エリアや四季の特性を生かしたコンテンツの充実、方針3ではデータ分析に基づく市場開拓、方針4では定山溪エリアの交通利便性の確保と定めております。

最後になりますが、6ページに推進体制と成果指標を記載してございます。

推進体制につきましては、札幌市、地元の定山溪観光協会、地域の事業者、住民が連携を強化することに加え、令和8年度4月から本格稼働するDMOとも連携してまいります。

成果指標といたしましては、第2次札幌市観光まちづくりプランの考え方を踏まえ、定山溪の総観光消費額を設定した上で、延べ宿泊者数のほか、各種満足度などを関連指標として設定しております。

これらの手法は、毎年度進捗管理を行い、社会経済情勢の変化に応じて必要に応じ事業の見直しを行ってまいります。

今後の予定でございますが、令和8年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施、市民の皆様からもご意見を伺い、年度内の策定を目指す考えでございます。

●田中啓介委員長　それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

●中川賢一委員　新しい定山溪の構想のご説明、大変ありがとうございました。個人的にも、いろんな意味で、この定山溪という存在には期待している立場でございましたので、期待を持ってお伺いをさせていただきまして、そんな立場から何点かご質問させていただきたいと思っております。

定山溪は、今さら言う必要もありませんけれど

も、大都市札幌の奥座敷として、市民はもとより、道内外の多くの観光客に親しまれている温泉街でございまして、年間約130万人の来訪者を数える道内有数の温泉観光地でございます。札幌の観光振興において重要なエリアであるということはいうまでもございまして、我が会派としても、その魅力の向上や高度化の重要性というものを、これまでも幾度となく訴えてきたところでございます。

資料によりますと、第1次定山溪魅力アップ構想に基づく事業等々の推進によりまして、温泉街の街並みに魅力があると感じる人の割合など、向上しているようでございますけれども、目標値には達成していないこと、また、インバウンドの増加に加えて、アクティビティやカフェなどの飲食を目的とした日帰り客が増加するなど、こういったいろんな環境変化が定山溪エリアに起こってきているというようなことでございます。

このような状況や環境の変化を踏まえて、今般、新構想のコンセプトとして、国内外の来訪者を魅了する持続可能な温泉観光地「札幌定山溪」ということを掲げられまして、大変結構な言葉がたくさん並んでいるんですけども、よくよく見ると、国内外の来訪者を魅了するですか、持続可能ですとか、これは観光地であれば世界中どこでも当てはまるような当たり前の言葉でございまして、正直、当たり前過ぎて何を指そうとしているのかよく分からないというような印象を、コンセプトからは禁じ得ないわけでございます。まだ1次構想のコンセプトの「湯巡り、森巡り、水巡り、四季遊びー札幌定山溪」と言ったほうが、定山溪がどんなところなのかよく分かってよかったんじゃないかなと思うのが率直なところでございます。

スローガンはともあれ、中身のほうを見ていきますと、第2次構想では、基本方針として、第1次構想の理念を踏まえた、定山溪の魅力を感じる街並みや景観の維持、二つ目として、エリアの特

性を生かしたコンテンツの充実、三つ目として、戦略的なプロモーションの展開という、この三つの方針を掲げておきまして、新たにコンセプトとして、交通アクセスの改善という、この四つの基本方針を加えているということでございます。

確かに、交通にまつわる問題というのは、定山溪だけじゃなくて、全国の観光地において顕著になってまいりまして、また、これは観光地だけではなくて、地域住民の通常生活においても、渋滞ですとか混雑、また運転手不足などと、いろんな背景があつて、課題が深刻化している状況でございます。

そういったことを受けて、まず最初の質問でございますけれども、第2次定山溪観光魅力アップ構想の基本方針におきまして、交通アクセスの改善というものにどのような方向性で取り組んでいかれるお考えなのか、お伺いしたいと思います。

●北川観光・MICE推進部長 基本方針に掲げました交通アクセスの改善の方向性についてお答え申し上げます。

昨年度開催しました検討会議では、個人旅行の増加に伴う客層の変化を背景に、公共交通の輸送能力不足、エリア内での周遊観光手段の乏しさ、これらが喫緊の課題であると指摘を受けまして、2次交通の充実に向けた議論を実施いたしました。

本市は、こうした課題認識の下、構想策定に先立ち、今年度から喫緊の課題への対応を強化すべく、都心と定山溪を結ぶ観光客専用バスの運行を開始したほか、自動運転バスの実証実験を実施するとともに、日帰り客増加への対応として、民間と連携した駐車場運営の実証実験も進めているところでございます。

当構想の基本方針に交通アクセスの充実を掲げた趣旨は、一連の課題認識とこれまでの取組の経緯を踏まえたものでございまして、今後の方向性としては、交通手段の多様化と受入れ環境の整備を両輪で推進することにより、来訪者の移動利便性、快適性を高め、本市観光全体の満足度向上に

つなげる所存でございます。

●中川賢一委員 交通アクセスの改善というのは、これも本当に重要なことでございまして、今回取り入れたことに私も全く賛同をするものでありますけれども、今のこの状況を見ますと、今回この構想が10年計画でありますけれども、こんなんびりとやられていけない、本当に1丁目1番地に近いような課題なのではないかなというふうに思います。色々な実験をしているですとか、本編のほうを読みましたら、課題の整理をしているだとかというのはありましたけれども、あまりのんびりできる状況ではないということを改めて申し上げたいと思います。

先立って、二、三日前の道新の記者さんのコラムだったと思いますが、定山溪に行って、バスだとかが大変であったと、大型のスーツケースを持った外国人の方がいて、地元の方は始発に行かないと乗れないだとか、手荷物の別送サービスをやっているけど、知名度がなかなか浸透していないだとか、まさにそういう状態で、一生懸命頑張っているんじゃないでしょうかけれども、そのような状況で、観光客が来るのは非常にありがたいことなんですけれども、私も時々言うのですが、観光って意外と事業者などの一部の人には人気があるんですけど、市民からは評判が悪くて、特にインバウンドの方が増えると交通等々で非常に印象が悪い行政分野だなというふうに印象を持っています。

交通改善の中で、やはり考えていただきたいのは、日本の観光地、ホテルなんかはみんなそうなんですけれども、従来、長年日本人が日本の観光地に行って、日本的なサービスと価値観の中で楽しむようにつくられているもので、違う感覚を持った方が1週間も10日も2週間も、こんな大きなスーツケースを持ってくるようなものにそもそもなっていないようなものが日本の観光地の特徴でございますから、まず、これをある程度、根本的にきちんと対応していかないとかなきゃならない。そし

て、観光客のそういう利便性を上げていくということは、当然その周辺の地域住民の利便性を上げていくということにもつながりますので、今、宿泊税の議論などもされていますけれども、この辺り、定山溪もそうですけれども、定山溪以外も観光、交通の環境ですね、急ぎ取り組んでいただきたいなというふうに申し上げておきたいと思いません。

それでは、続きまして、定山溪の観光資源であります札幌国際スキー場、このエリアの中にも含まれておりますけれども、こちらに関連してお伺いしたいと思います。

札幌国際スキー場は、国内有数の上質なパウダースノーと、定山溪の温泉街に近い、そして札幌市内にも近いという優れたロケーションを有しております。市民はもとより、国内外から多くのスキーヤーや観光客を呼び込む札幌市にとって極めて重要な観光財産であるというふうに認識しております。

定山溪には、新緑や紅葉といった自然の魅力に加えまして、果物狩りですとかラフティング、トレッキング、屋外サウナなど、多様なアクティビティと、さらには、最近ではネイチャールミナリエですとか雪灯路といった季節のイベント、もういろいろと展開されてきております。

こういった四季折々のコンテンツに加えまして、札幌国際スキー場の持つスノーリゾートとしての機能をしっかりと打ち出して、地域全体でにぎわいを展開していくということは極めて重要だというふうに考えます。

本市は、既に観光施策の一つの大きな戦略として、スノーリゾートシティSAPPOROというものを掲げて、国際スキー場はその中でも中核的な存在に位置づけられておまして、国際レベルのスノーリゾートとして、ブランド化や適切な投資を進めていくことが重要でございます。

そういったことから、我が会派では、さきの第3回定例市議会の代表質問におきまして、札幌国

際スキー場を定山溪温泉やすすきのなど、市内中心部の都市観光と一体で、都市型スノーリゾートとして発展しさせていくべきというふうにはただしております。

そこで次の質問ですが、定山溪の観光振興におきまして、札幌国際スキー場の位置づけをどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

●西田観光地域づくり担当部長 定山溪の観光振興におけます札幌国際スキー場の位置づけについてお答えいたします。

札幌国際スキー場は、本格的なスキーや気軽に楽しめるスノーアクティビティのほか、ゴンドラを活用した紅葉観賞など、市民や国内外の観光客に訴求する、定山溪にとって欠かせない、極めて重要なコンテンツの一つであると認識しております。

本市といたしましても、これまでにスキー場の魅力を高める施策として、多様なニーズに対応した雪遊びゾーンの拡充、快適性を高めるラウンジの設置のほか、温泉街での宿泊と連動した取組といたしまして、スキー場とホテル、旅館を結ぶシャトルバスの運行などに対して支援を行ってきたところでございます。

これらの取組を通じまして、札幌国際スキー場は、定山溪での滞在にさらなる価値観を、付加価値をもたらし、地区全体の魅力アップやブランド力の向上に大きく貢献する、定山溪の発展のための貴重な牽引役としての役割を果たすものと考えているところでございます。

●中川賢一委員 後ほど、もう少しお話させていただきたいと思っておりますけれども、札幌の観光の将来というのは、やはりスノーリゾートという部分での取組でどうしていくのかということ、これが肝になっていくというふうに考えています。

このスノーリゾートと言ったときに、単に雪ですとか、スキーですとか、それに関連する楽しみ方、エンターテインメントといったものも当然充実させることが重要なんですけれども、やはり、

それ以外の時間をどう過ごしてもらおうのかと。札幌はこういうスノーリゾートに近いのが珍しい、世界でもまれに見る、大都市がこういうスノーリゾートに近いというオンリーワンの特徴がある街でございます。やはり、ウィンタースポーツを楽しんだ後に、それ以外のアーバンライフですとか、そういったものを楽しんでもらうというところが札幌の強みであって、定山溪もやはりそういった意味では、ただ単にスキーが終わって、帰って、風呂入って寝てもらおうというだけではなくて、色々な形で、この滞在を多様化させて楽しんでもらうと、満足してもらおうということが必要なというふうに思いますので、その辺りもいろいろとご検討いただければなというふうに思います。

続きまして、今般お示しいただいております成果指標についてもお伺いしていきたいと思っております。

第1次構想では、成果指標として延べの宿泊数というものを設定しておりましたが、第2次構想では単なる客数ではなくて、総観光消費額というものを成果指標のメインに据えておられるようでございます。

新型コロナウイルスの影響や観光客のニーズの多様化、高度化などを受けまして、宿泊施設をはじめとする多くの観光関連事業者が施設や商品サービスの高付加価値化に取り組んできましたことから、観光施策の成果もこういった変化を踏まえたものとしていく必要があります、本構想でもその点を考慮したものではないかというふうに考えるところでございます。

そこで伺いますが、第2次定山溪観光魅力アップ構想の成果指標は具体的にどのような観点や想定を持って目標設定したのか、お伺いしたいと思います。

●北川観光・MICE推進部長 構想の成果指標につきまして、どのような観点や想定を持って目標を設定したか、お答え申し上げます。

令和6年3月に策定しました第2次札幌市観光まちづくりプランでは、施策検討における重要な

視点として、量から質への転換を掲げ、その成果指標として総観光消費額を設定いたしました。

当構想においても、この考え方を踏襲し、来訪者の消費単価向上を通じた地域経済への貢献を重視する観点から、第1次構想で用いた延べ宿泊者数から、より経済波及効果を重視する、総観光消費額へと成果指標を見直したものでございます。

また、札幌市観光まちづくりプランでは、市内の総観光消費額について、基準値の5,780億円に対し、目標値を1兆円と定めています。

定山溪の総観光消費額においても、市内における定山溪のシェアなどを考慮の上、基準値470億円に対し、888億円を目指すものでございます。

今後は、構想の取組期間を通じ、社会情勢の変化や事業の進捗を把握しながら、施策を機動的かつ柔軟に実行することにより、定山溪エリアにおける総観光消費額の目標を達成するとともに、スノーリゾートの推進をはじめとする市全体の観光振興施策と連動を図りながら、広く波及効果をもたらすよう取組を進めてまいり所存でございます。

●中川賢一委員 なる、いろいろ質問させていただいて、今の指標もそうですけれども、書いている内容に、特に大きな異論を持っているわけではございません。ぜひ、これが達成できるように頑張っていただきたいなというふうにエールを送りたいと思います。

ただ、構想全体を見た私の印象も踏まえて少しお話しさせていただきたいんですけども、非常によくしっかりと数字とかを書いていることは、先ほど言ったとおり異論はございません。ある意味、非常に優等生的にできているんですけども、裏を返せばちょっとパンチに欠けるなというのが、構想全体を読んで持った印象でございます。

私も、かなり前ですけども、ずっと観光のマーケティングなどがある意味専門にやっていた時期もございまして、今、時代も変わって、色々手法も変わっていますから、必ずしも私が知っているものがどうだということではないんですけども、

れども、当時も今もやはり観光における環境分析を徹底して、そこにこだわり尽くすというのは変わらないのが基本なのかなと思います。

定山溪の際立った特徴とか、ほかにはない環境というのは何なのかなと考えたときに、私は、定山溪にはとんでもないチャンスがあると思うんですね。それは、一つはやはり、この200万都市札幌に一式のところにあるということと、もう一つが、この札幌の反対側にニセコがあることだというふうに思います。ニセコはもうご存じのとおり、海外の富裕層の方が大変な単価で泊まりながら、もう半月も1か月も長期滞在する、国内ではちょっと類を見ないような観光地になっています。当然、ニセコの中でいろいろお金が落ちているわけですが、ニセコも結局、山の中のスキーしかないリゾート地なので、話を聞くと結構退屈しているんですね。もう2週間も1か月もいたら、同じスキー場ばかりだと退屈しますし、レストランも、あそこも予約するのも大変で、到着してから新しい店に行きたいといっても行くところがないんですよ。幾つか色々なエンターテインメントも増えてきていますが、まだまだ、長期滞在していく上では、いろんなことをやっぱり楽しみたいというニーズは、来られる方の中にたくさんあると。私は札幌にそのチャンスはすごくあるとっていて、車で冬でも2時間前後ぐらいですか。2時間ぐらいだったらタクシーで動く人たちで、その中間に定山溪というところがあるわけですから、もう少しそっこのほうの視点を広げると、そこにこだわった色々な取組というのは、私はできるんじゃないかなというふうに常々思っていて、さっきも言った札幌国際スキー場に関しても、ニセコに来る、スキーに来る方々からも、いろんな期待感も聞くところがございます。

こういった声をたくさん、私程度でも聞いておりますので、色々なところに樹木を広げて、倶知安にしてもいろいろ頑張っていますから、色々な

取組の中で、定山溪はもっと活用の幅というものがあるかと思います。その延長線上に、札幌での色々な消費の拡充というものも十分に期待できるし、いろんな戦略があると思いますので、その辺りも、できてしまった構想そのものはそれでいいですから、こういったものを運用していく中で、そういった視点も地元の事業者の方々と共有しながら模索していただければ、楽しいものになっていくのではないかなというふうに期待を申し上げます。

●林 清治委員 私からも、定山溪観光魅力アップ構想について質問していきたいと思いますが、先ほどの振り返りの中にあつたとおり、2015年第1次構想策定後、関係部局が地元である定山溪観光協会や経済界などとも協議、連携しながら進めてきたというふうに認識しております。

議会においても、各党派、各議員からも、様々な質疑提言なども繰り返し多く扱われてきたところであります。

2024年度までの期間中、様々な施策を展開してきましたが、コロナウイルスによる影響、また経済的影響などもあり、決して順調とは言い切れない結果に終わったというふうに思っております。

この定山溪観光魅力アップ構想は、本市の重要な観光資源である定山溪地区を、国内外の来訪者を魅了する持続可能な温泉観光地とすると。そうするためには重要な指針と考えていますが、そうした中で、今後の展開について幾つか確認していきたいなと思います。

本構想の中にも、札幌市民に愛される存在であり続けるとあります。最近の宿泊料の高騰などにより、市民が気軽に泊まることができないと、そうした声も聞いております。

昔、本当に二、三十年前までは、企業や官公庁の保養所などが多数あり、気軽に低価格で宿泊することもできました。私も年に1回か2回は定山溪に泊まった記憶もあります。現在、状況は大分

変化してきており、高級ホテルが増加していると。その一方で、日帰りを楽しむ工夫として、足湯の整備や食べ歩き、サップなどのアクティビティが充実してきているということも聞いております。

コンセプトに書かれている部分については、海外からの観光客を含む多様なニーズや顧客層への対応が必要とも書いてあります。

そうした中で、この基本方針の1番目には、定山溪の魅力を感じる街並みや景観の維持形成が掲げられております。これは、観光客の満足度に直結するものであるのかなというふうに思っています。

第1次構想の振り返りにおいても、成果指標、温泉街の街並みに魅力があると感じる人の割合、これは基準値よりも上昇し、一定の成果は出ているというものの、目標未達であったという評価であります。今後も継続して景観の維持形成に取り組む必要があります。

定山溪の強みである溪谷美や豊平川沿いの河川空間を生かしながら魅力ある空間を形成していくことが、定山溪の発展には欠かせないと考えております。

今回の素案で、温泉街を二見・溪谷ゾーン、湯の町ゾーン、白糸・定山溪大橋ゾーン、三笠・錦橋ゾーンの四つにゾーニングし、それぞれの特性に応じた景観形成を行うとしております。

そこで最初の質問ですけれども、この温泉街らしさの演出や溪谷美の保全などを踏まえた定山溪の魅力的な街並みや景観の維持形成に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

●北川観光・MICE推進部長 定山溪の魅力的な街並みや景観の維持形成に向けてどのように取り組んでいくのかお答え申し上げます。

定山溪の持続的な発展には、魅力的な景観形成が不可欠であると認識してございまして、このため、当構想の基本方針に基づき、定山溪地区景観まちづくり指針や、定山溪温泉かわまちづくり計画と密接に連動を図りながら、効果的な取組を展

開していくことが必要であると考えております。

具体的には、かわまちづくり計画による河畔園地の整備を推進するとともに、四季のせせらぎ「二見の足湯」や二見定山の道など、既存の観光資源との連携も図り、回遊性の高い、魅力的な水辺空間を創出してまいります。

また、温泉街らしさの演出といたしまして、四季の景観を生かしたイベントを推進するほか、国道230号線沿線におけるウェルカム感の醸成も図るなど、地域全体の魅力を高める取組も並行して進めていく考えでおります。

引き続き、地元関係者としてしっかりと協議を行いながら、定山溪の魅力向上につながる景観の維持形成を推進してまいります。

●林 清治委員 今、るる答弁いただいて、本当に地元の若手経営者なども、本当に一生懸命いろんな取組をしていただいているようでございますので、そういうところとも連携をまた密にしながら、魅力アップ、しっかりやっていただければなと思います。

次に、基本方針の2番目である、エリアの特性を生かしたコンテンツの充実、これについて伺いたいと思います。

素案では、現状の分析において、宿泊客の多くが1泊のみで、夕方到着、翌朝出発という、施設完結型の観光が主流であるとしております。滞在時間の短さというのが課題として挙げられているところであります。

また、客層の変化への対応においても、従来の団体旅行から個人旅行へ、また、インバウンドや日帰り客のニーズも多様化している状況であり、こうした変化に対応し、来訪者に街歩きや周遊を楽しんでもらい、滞在時間を延ばすためには、より魅力あるコンテンツの質的、量的な充実が不可欠であると考えております。

こうした状況を踏まえ、今回の素案では、温泉街の、先ほど触れた四つのゾーンに加え、小金湯、八剣山、札幌国際スキー場といったエリアとして

の観光資源、定山溪ならではの四季の特色を生かす方針が示されたというふうに思っております。

そこで次の質問ですが、コンテンツの充実に向けてどのように取り組んでいくのか、伺いたしたいと思います。

●北川観光・MICE推進部長 コンテンツの充実に向けましてどのように取り組んでいくのか、お答え申し上げます。

定山溪観光の課題であります滞在時間の延長を図るには、来訪者が温泉街や周遊エリアを周遊しながら滞在を楽しんでいただくことが極めて重要であり、このためには、ゾーンの特性に応じた観光コンテンツの充実が不可欠であると認識しております。

この認識に基づき、例えば二見・溪谷ゾーンにおいては、先ほど述べましたかわまちづくり計画による河畔園地の整備により、二見定山の道の利活用を促進し、自然と触れ合える体験の場の充実を図るなど、溪谷と水辺空間を活用した取組を進める考えでございます。

また、ゾーン内にとどまらず、定山溪エリア全体の連携を強化することも重要であり、豊平川を活用したカヌーやサップなどのアクティビティ、小金湯、八剣山エリアの食や登山、豊平峡の景観、札幌国際スキー場のスキーなど、多様なコンテンツを組み合わせた滞在メニューの充実を図ってまいります。

このような各ゾーンの魅力創出とエリア全体のコンテンツの組合せにより、定山溪の四季の特色を最大限に生かし、多様化する観光ニーズへ対応することで、来訪者の滞在時間、さらには宿泊日数の延長へとつなげてまいりたいと考えております。

●林 清治委員 実際、いろいろ計画を立てて、それをどう実行していくか、本当に大変で、地元の皆さんとの協力が必要でございますので、しっかりと意見交換を含めてやっていただければと思います。

次に、市民利用について触れたいと思います。

先ほど報告にもあったように、定山溪温泉旅館組合の調査によると、昨年度の宿泊者の内訳、札幌市民が32%と最も多いですが、外国人観光客が27%、道外26%、道内15%となっております。

また、札幌市のアンケート調査による居住地別の日本人宿泊者数では、2012年度では札幌市民が59%でありましたが、2023年度では44%と、11年で10%以上減少しているという実態が出ています。

市外からの観光客を呼び込むことは、経済面では必要なこととは理解しておりますけれども、やはり、札幌市民や地元へ愛される、そうした定山溪であることも大変重要であるというふうに考えております。

また、先ほど触れましたけれども、昨今の宿泊料の値上げなどにより、市民が今、気軽に泊まれないという声も多く聞いているところであります。

そこで次の質問ですが、今後も札幌市民に愛される存在であるためにどのような方針で取り組んでいくのか、伺いたしたいと思います。

●北川観光・MICE推進部長 市民に愛される存在であるためどのような方針で取組を進めるのか、お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、定山溪が持続可能な温泉観光地となるためには、札幌市民の皆様へ愛され、支えられることを基盤として達成できるものと認識しております。

直近では、アクティビティや飲食店などのコンテンツの魅力向上により、市民の皆様を中心とした日帰り観光客が増加していることから、この需要に応えるためにもコンテンツを一層強化することが肝要であると考えてございます。

引き続き、市民利用の促進に資する取組について、地域と連携を図りながら検討を行い、市民の皆様が繰り返し訪れたいような、魅力的な観光地づくりを着実に進めてまいりたいと考えております。

●林 清治委員 市民利用の促進という部分で、

今お話がございました。

ぜひとも、市民にとってメリットがある施策というのも考えていただき、札幌の奥座敷と言いながら、本当に札幌市民が今、足が遠くなっているというのが実態だと思いますので、市民に向けた割引だったり、様々なそういう特典を考えていただければありがたいなというふうに思います。

そうした中で、やっぱり定山溪が国内外の来訪者を魅了する、この持続可能な温泉観光地へと進化していくために今回議論させていただいた、この景観の維持形成だったり多様なコンテンツの充実、こうしたものが両輪としてしっかりとかみ合って推進されることが極めて重要であるというふうに考えております。

先ほど来、言っているように、市民に愛される定山溪にしていくためにも、気軽に足を運ぶためには自家用車の利用が欠かせません。先ほど報告にもあったんですが、現状では日帰り客等が利用できる駐車場は限られております。特に雪灯路などのイベント開催時には、駐車場の不足というのが顕著になってきているというふうに聞いております。

また、さらに、小金湯エリアにあるアイヌ文化交流センターから札幌国際スキー場まで、この定山溪、広大なエリアを有しているという状況の中で、温泉街にとどまらず、こうした広いエリア内での移動手段の確保、広域的な連携、そして四季折々の魅力を有機的に結びつけること、こういうことが、より厚みのある観光地づくりを進めていただけることになると思います。そうしたことをしっかりと検討していくことを求めて、質問を終わります。

●竹内孝代委員 私からも、第2次定山溪観光魅力アップ構想素案について質問をさせていただきます。

札幌観光の顔でもあります、この定山溪の魅力向上に向けて、我が会派もこれまで議会で取り上げ、後押しをさせていただいてまいりました。

ただいま、ハード面、ソフト面と、るる質疑がございました。

私からは、戦略的なプロモーション、これをテーマに少しお聞きをしたいと思います。

今回の素案では、エリアの特性を生かしたゾーン分けを行うと。そして、街並みや景観の維持形成、温泉街の情緒創出、また体験型コンテンツの充実を図るといったこと、また、それらを戦略的にプロモーションしていくということによって定山溪の魅力を上向きさせていきたいというふうに素案では記載をされておりますけれども、第1次構想の振り返りを基にした現状分析というものに目を向けますと、道外からの日本人観光客の増加に加えまして、やはり外国人観光客の客層などにも変化が生じてきているということが分かりました。

これらの変化の要因の一つとして、例えば、SNS映えするような、豊かな自然や温泉との組合せというのが挙げられているなど、この10年の間にも、観光ニーズというのはとても大きく変化しているというふうに思っております。

このような中、ちょうど本年10月、札幌観光協会が、観光地域まちづくり法人、いわゆるDMOに登録されたこと。そして、目まぐるしく変化する、こうした社会情勢に対応していくために、観光市場の動向、また顧客ニーズ、こうしたデータの収集、また分析、活用といった仕組みを構築していく、こうすることでマーケティング機能の強化を目指していくというふうに聞いております。

このたびのこの構想、これを実現していくに向けては、ぜひともこのDMOの専門的な分析力といったものを生かしながらターゲットを明確に設定するという、それと、目標とする誘客へと結びつける、この誘致戦略というものを作成して、その上で、磨き上げた景観ですとか高付加価値なコンテンツというものを、国内外に積極的にプロモーションしていただきたいと思っております。

そこで初めの質問ですが、磨き上げてきた、こうした景観、またコンテンツ、こうしたものをど

のようにプロモーションしていくとお考えか、伺います。

●北川観光・MICE推進部長 景観やコンテンツなどをどのようにプロモーションしていくのか、お答え申し上げます。

構想の実現には、地域の資源を活用しながら、観光客のニーズの変化、多様化に対応した観光地づくりを進め、定山溪の認知度向上やターゲットに合わせた誘客、周遊につながる戦略的なプロモーション展開が重要であると認識しております。

まず、観光客向けのホームページに加え、インスタグラムやLINEなどのSNSの展開、多言語対応の強化によって訴求力の高い情報発信を行うと同時に、魅力向上が図られたコンテンツについて様々な関係主体と連携を図り、それぞれの情報チャネルを通じ、効果的に拡散されることを目指します。

こうした広がりのある取組を通じて、エリア全体の認知度を向上してまいりたいと考えております。

さらに、DMOのデータ収集、分析機能を活用しまして、時代の変化やエリアの特性、ターゲットの動向を的確に捉える。この分析に基づき、効果的な施策を迅速かつ機動的に展開し、新規市場の開拓とリピーター増加につながるプロモーション施策を推進する考えでございます。

●竹内孝代委員 今、様々な関係者主体者との連携という言葉がありましたけれども、すごく重要なことでありまして、例えば、札幌市だけではなく観光事業者、旅館、飲食、交通、地域住民、こういった多様な幅広い、主体者の皆様との連携というのが大変重要だというふうに思っておりますし、こうしたことが、札幌市全体の広域観光に定山溪の魅力が組み込まれて相乗効果も発揮され、札幌市全体としての収益を最大化していくことにもつながっていくというふうに思っております。

この広域連携と誘客戦略といったものが実行されていくためには、まずは札幌観光全体の収益の

最大化を目指している、このDMOの専門的な知見、そして機能というものの活用が重要だと思うんですが、やはり、この全体を俯瞰する視点を持って、地域の受入れ体制の底上げ、また事業者の稼働力の最大化というものを支援すべきだと思っております。

また、目標達成に向けては、データを継続して収集しながら、構想に掲げられているこの成果目標の進捗管理、そして政策の効果検証というものを随時行っていただくことになるとは思いますが、それらを今後の施策に反映していくという実効性を有していく推進体制が必要かなと思っております。

そこで次の質問ですが、この推進体制の構築を含めまして計画をどのように具体的に進めていくお考えか、伺います。

●北川観光・MICE推進部長 推進体制の構築を含め、計画をどのようにして進めていくのか、お答え申し上げます。

本構想に基づく施策の推進に当たりましては、地域との強固なネットワークを持つ定山溪観光協会と札幌市が緊密に連携し、四季の景観を生かしたイベントの開催など、地域に根差した施策を着実に実行してまいりたいと考えております。

加えて、全市をカバーしますDMO、こちらのデータ分析機能や事業者間のネットワークを最大限に活用し、定山溪エリアの豊かな自然と札幌が持つ都市観光としての魅力を合わせて発信するなど、施策の効果をより高めてまいりたいと考えております。

こうした地域との協働とDMOとの連携を両輪として、定山溪に関わる様々な主体の強みを生かした推進体制を構築することによりまして、定山溪エリアの魅力アップを図り、持続可能な温泉観光地、札幌定山溪の実現に向けて取組を進めてまいり所存でございます。

●竹内孝代委員 やはり一番大事な地元地域の事業者の皆様、そうした方々の声をしっかりと大

事に進めていくということと併せて、DMOの力をしっかりと活用して戦略的に進めるということであったかと思えます。理解をいたしました。

観光ニーズの多様化が進んでおります。確実な成果、また実効性を確保していくというためには、やはりデータ分析の結果、これを根拠とする施策の効果検証を厳格に行っていくといった体制を確立していくことが重要なことというふうに思っておりますので、ぜひこうした体制をつくっていただくということを求めておきたいと思っております。

他都市とのプロモーション合戦も激しくなってくるというふうに思いますが、やはりこの魅力ある札幌、中でも定山溪の魅力というのは私たちも誇れるものでございます。滞在してこそ、より定山溪の魅力が向上されるというふうに思っておりますので、今後はぜひとも多様な主体がそれぞれ適切な役割分担、また責務を全うしていただいて、それぞれの強みが最大限に生かされた力強い取組の推進を求めまして、質問を終わらせていただきます。

●田中啓介委員長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●田中啓介委員長　なければ、質疑を終了いたします。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉 会　午後3時52分